

令和 4 年 9 月

江南市議会厚生文教委員会会議録

9 月 16 日

令和4年9月16日〔金曜日〕午前9時29分開議

本日の会議に付した案件

議案第59号 江南市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第60号 令和4年度江南市一般会計補正予算（第7号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

健康福祉部

教育部

こども未来部

の所管に属する歳入歳出

第2条 継続費の補正

第3条 債務負担行為の補正

議案第61号 令和4年度江南市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第62号 令和4年度江南市介護保険特別会計補正予算（第2号）

議案第65号 令和3年度江南市一般会計歳入歳出決算認定について

のうち

健康福祉部

教育部

こども未来部

の所管に属する歳入歳出

議案第66号 令和3年度江南市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第68号 令和3年度江南市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第69号 令和3年度江南市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

請願第17号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願書

出席委員（6名）

委員長	片山裕之君	副委員長	石原資泰君
委員	宮地友治君	委員	掛布まち子君
委員	宮田達男君	委員	岡本英明君

欠席委員（0名）

委員外議員（10名）

議長	堀元君	議員	鈴木貢君
議員	野下達哉君	議員	古池勝英君
議員	牧野圭佑君	議員	稲山明敏君
議員	中野裕二君	議員	三輪陽子君
議員	大薮豊数君	議員	長尾光春君

職務のため出席した事務局職員の職、氏名

事務局次長兼議事課長	石黒稔通君	副主任	前田昌彦君
主任	駒田寛明君	主任	岩田智史君

説明のため出席した者の職、氏名

市長	澤田和延君
副市長	杉浦一郎君
教育長	村良弘君

健康福祉部長	松本朋彦君
教育部長	梅本孝哉君

こども未来部長兼こども未来部保育課長

貝瀬隆志君

高齢者生きがい課長	平野優子君
高齢者生きがい課主幹	間宮徹君
高齢者生きがい課副主幹	土谷武史君

福祉課長	倉 知 江理子 君
福祉課主幹	石 田 哲 也 君
福祉課副主幹	横 川 幸 哉 君

健康づくり課長兼保健センター所長	中 山 英 樹 君
健康づくり課主幹	古 川 雄 一 君
健康づくり課副主幹	加 藤 あかね 君
健康づくり課副主幹	脇 田 亜由美 君

保険年金課長	三 輪 崇 志 君
保険年金課主幹	鈴 木 勉 君
保険年金課副主幹	三 浦 理 恵 君

教育課長	茶 原 健 二 君
教育課管理指導主事	石 原 香 蔵 君
教育課主幹	夫 馬 靖 幸 君
教育課副主幹	岩 田 麻 里 君

学校給食課長兼南部学校給食センター所長兼北部学校給食センター所長	仙 田 隆 志 君
学校給食課副主幹	瀬 川 雅 貴 君

生涯学習課長兼少年センター所長	可 児 孝 之 君
生涯学習課副主幹	安 藤 裕 美 君

スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長	中 村 雄 一 君
スポーツ推進課主幹	稲 波 克 純 君

こども政策課長	稲 田 剛 君
---------	---------

こども政策課主幹	栗	本	真由美	君
こども政策課副主幹	大	脇	宏祐	君
こども政策課副主幹	丹	羽	克仁	君

保育課指導保育士	真	野	桂子	君
保育課主幹	梶	田	博志	君
保育課副主幹	中	山	享哉	君

○委員長 おはようございます。皆さんそろいましたので、厚生文教委員会を開会いたしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

本日付託されているのは 8 議案、それと 1 つの請願、その後に委員協議会が 16 議題でしたね。結構盛りだくさんの内容ではございます。厚生文教委員会はなかなか毎回毎回盛りだくさんという形になるんですけども、なるべく本日中に終わりたいと、私の希望でございます。そのつもりで進行のほうも進めていきます。それには皆様の御協力のほう、よろしくお願いいたします。

という形で、今回もまだまだ厳しい残暑が続いております。今回、ノーネクタイなどの軽装も可として進めたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

また、新型コロナウイルスの感染拡大防止のために、マスクの着用をよろしくお願いいたします。以上でございます。

それでは、市長から挨拶をお願いします。

○市長 皆様、おはようございます。

去る 9 月 1 日に 9 月定例会が開会されまして以来、連日終始、慎重に御審議を賜り誠にありがとうございます。

本日、本委員会に付託されました諸案件は、いずれも市政進展の上で重要な案件でございます。何とぞ慎重に審査をいただきまして、適切なる御議決をいただきますようお願いを申し上げまして御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

市長さんはこちらで公務のため退席されます。

本日の委員会の日程ですが、付託されております議案第 59 号 江南市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてをはじめ 8 議案と、請願第 17 号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願書の審査を行います。委員会の案件が終わりましたら委員協議会を開催いたします。

それでは、これより議事に入ります。

審査の順序については、付託順により行います。

委員会での発言については、会議規則第114条において、委員長の許可を得た後でなければ発言することができないと規定されています。質疑・答弁とも簡潔明瞭にお願いし、挙手の上、委員長の指名後に発言してくださるよう、議事運営に御協力いただきますようお願いいたします。

また、委員外議員の発言については、会議規則第117条第2項において、委員会は、委員でない議員からの発言の申出があったときは、その許否を決めると規定されています。このことから、所属の委員による質疑が尽きた後に、なお議案の審査上必要のある場合に限り、委員の皆様にお諮りした上で発言の許否を決めてまいりたいと考えておりますので、議事運営に御協力いただきますようお願いいたします。

なお、主幹、副主幹の方は、それぞれ担当の議案のときに出席していただき、その他は退席していただいても結構でございます。

議案第59号 江南市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長　それでは、最初に議案第59号 江南市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○健康づくり課長兼保健センター所長　議案第59号について御説明申し上げますので、議案書の66ページをお願いいたします。

令和4年議案第59号 江南市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。

67ページをお願いいたします。

江南市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(案)でございます。

はねていただきまして、68ページをお願いいたします。

江南市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(案)の新旧対照表でございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長　それでは、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

午前 9 時 35 分　休　憩

午前 9 時 35 分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第 59 号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 60 号　令和 4 年度江南市一般会計補正予算（第 7 号）

第 1 条　歳入歳出予算の補正のうち

健康福祉部

教育部

こども未来部

の所管に属する歳入歳出

第 2 条　継続費の補正

第 3 条　債務負担行為の補正

○委員長　続きまして、議案第 60 号　令和 4 年度江南市一般会計補正予算（第 7 号）、第 1 条　歳入歳出予算の補正のうち、健康福祉部、教育部、こども未来部の所管に属する歳入歳出、第 2 条　継続費の補正、第 3 条　債務負担行為の補正を議題といたします。

なお、審査の方法ですが、歳入歳出一括で各課ごとに審査したいと思いま

すので、よろしくお願ひします。

最初に、健康福祉部高齢者生きがい課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願ひします。

- 高齢者生きがい課長　それでは、議案第60号　令和4年度江南市一般会計補正予算（第7号）の高齢者生きがい課の補正予算につきまして、該当箇所の御説明を申し上げます。

初めに、歳入について御説明申し上げますので、議案書の76ページ、77ページをお願ひいたします。

下段の15款4項1目3節社会福祉費交付金は、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金でございます。

その下、最下段の16款2項2目1節社会福祉費補助金は、介護施設等整備事業費補助金でございます。

はねていただきまして、78ページ、79ページをお願ひいたします。

下段の21款5項3目1節過年度収入のうち、高齢者生きがい課所管分の令和3年度分低所得者保険料軽減国庫及び県費負担金精算金でございます。

歳入は以上でございます。

次に、歳出について御説明申し上げますので、88ページ、89ページをお願ひいたします。

3款1項1目高齢者福祉費で、補正予算額は1,843万9,000円でございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

- 委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

- 委員長　質疑もないようでありますので、続いて福祉課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願ひします。

- 福祉課長　それでは、福祉課所管の補正予算につきまして御説明をいたします。

議案書の76ページ、77ページをお願ひいたします。

歳入でございます。

中段の15款2項2目1節社会福祉費補助金でございます。

次に、78ページ、79ページをお願いいたします。

下段の21款5項3目1節過年度収入でございます。

福祉課分は、79ページ説明欄の令和3年度分障害者自立支援医療給付費国庫負担金精算金以下の6項目でございます。

次に、88ページ、89ページをお願いいたします。

歳出でございます。

下段の3款1項2目障害者福祉費で、補正予算額は1,348万8,000円でございます。

次に、96ページ、97ページをお願いいたします。

下段の3款3項1目生活保護費で、補正予算額は1億9,361万円でございます。

説明は以上です。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　それでは、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員　すみません。国庫補助金の返納金が多い理由を伺いたいと思います。99ページにあります住民税非課税世帯に対する臨時特例給付金の返納金が1億8,000万円ちょっと、そして、95ページにあります子育て世帯への……。これ、違いますか。これは福祉課じゃない、違う。失礼しました。今の生活保護の関係の1億8,000万円の国庫返納金となった理由ですね。それを説明していただきたいと思います。

○福祉課長　住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支援事業でございますが、当初8億6,100万円と見込んで申請をしておりましたが、実績では住民税非課税世帯等が少なく不用額が生じました。所要額6億8,089万487円と少なくなったために、今回、1億8,010万9,513円の返納が生じたことによる歳出予算の補正でございます。

○掛布委員　単純な話なんですけど、申請する際、住民税非課税世帯の数というのはおおよそ分かっていたと思うんですけども、どうしてそんなに差ができたんでしょうか。

○福祉課長　この給付金につきましては、準備期間が短く、国への予算の計

上におきましても、国のほうから当初1人当たり10万円給付がなされました。江南市では、秘書政策課が実施しましたその当時の実績を基にしまして、非課税世帯の人数、それから事業に必要な事業費というのを概算で当初予算を上げさせていただきましたことから、実績といたしましては、今説明をいたしましたとおり、見込みより少なくなったということでございますので、当初は本当に概算で予算を上げておったという状況でございます。

○委員長　　よろしいですか。

それでは、ほかに質疑はありますか。

[挙手する者なし]

○委員長　　質疑も尽きたようでございますので、続きまして、健康づくり課について審査をいたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○健康づくり課長兼保健センター所長　　それでは、議案第60号 令和4年度江南市一般会計補正予算（第7号）の健康づくり課所管の補正予算につきまして御説明申し上げます。

初めに、歳入について御説明いたしますので、議案書の80ページ、81ページをお願いいたします。

最上段の21款5項3目1節過年度収入のうち、健康づくり課分は、説明欄の令和3年度分未熟児養育医療給付費国庫負担金精算金でございます。

歳入は以上でございます。

続きまして、歳出について御説明申し上げますので、議案書の98ページ、99ページをお願いします。

中段の4款1項1目健康づくり費で、補正予算額は3億1,065万1,000円でございます。内容につきましては、99ページ説明欄を御覧いただきますようお願いいたします。

健康日本21こうなん計画策定等事業の健康日本21こうなん計画策定事業は35万4,000円の減額補正をお願いするものでございます。

その下の新型コロナウイルスワクチン接種事業は3億986万5,000円の補正をお願いするものでございます。

その下の母子健康管理事業は34万円の補正をお願いするものでございます。

その下の母子保健事業は9万6,000円の補正をお願いするものでございます。

1枚はねていただきまして、100ページ、101ページをお願いいたします。

最上段の子育て世代包括支援センター運営事業は20万9,000円の補正をお願いするものでございます。

その下の療育医療給付事業は9万円の補正をお願いするものでございます。

その下の保健センター維持運営事業の保健センター運営事業は40万5,000円の補正をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　それでは、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員　すみません。先ほどと同じ99ページの新型コロナウイルスワクチン接種事業で、3億980万円もの巨額な返納金が生じてしまった原因を説明していただきたいと思います。

○健康づくり課長兼保健センター所長　こちら、令和3年度分の新型コロナウイルスワクチン接種事業に基づく補助金と負担金の返納金になりますが、補助金については受入済額が5億9,706万円に対し、所要額が3億6,074万円、返納金が2億3,632万円となりました。負担金については、受入済額が6億587万7,745円に対しまして、所要額が5億3,233万3,384円となりまして、返納金が7,354万4,361円となりまして、合計がこちらの3億986万4,361円となりました。

その原因といたしましては、当初、接種回数のほうを約23万回と想定しておりましたが、当初の想定よりも実績のほうは18万7,000回となり当初の想定を下回ったことと、あとは接種会場として、集団接種会場と市内の協力医療機関にある個別接種会場で接種のほうを進めておりましたが、市内の協力医療機関での個別接種のほうはより進んだため、集団接種会場での接種する方の対象の回数が減りまして、集団接種会場を開く日数が減少いたしました。

そうしたところの理由によりまして、集団接種会場を開く経費、主に医師とか看護師、事務員等の報償費及び会場の運営に係る委託料等に不用額が発生しましたので、その不用額を返納することとなったのが大きな要因でござ

います。

○委員長 よろしかったですか。

ほかに質疑はありますか。

○岡本委員 議案書の101ページですが、保健センターの維持運営事業の電気使用料がほかのところと比べて少し多いんですけれども、何かこれは燃料の価格高騰以外に要因があるんでしょうか。

○健康づくり課長兼保健センター所長 こちらの光熱費の上がった原因でございますけれども、令和4年1月から2月に新型コロナワクチン接種の予約会場として保健センターを使用いたしました。その際、午前8時から午後5時まで換気対策を講じながら、全館空調をしながら対応をいたしました。このほか、コールセンターの受付対応のほうを午後7時まで延長したことがありましたので、保健センターの職員も事務所でコールセンターとの連絡調整のほうをしておりましたので、19時までの電気、そういったところの時間外の空調とか、そういったところで過去最大電力量が上がってしまいました。そういったところで基本料金分の単価が令和4年度の当初予算想定時より上がったことによりまして、大きく燃料の価格高騰の部分に、その部分が反映してしまったというような原因だと思っております。

○岡本委員 ありがとうございます。

もう一つですけれども、すぐ上のところですね。未熟児養育医療給付費県費負担金返納金のところなんですけれども、議案書の81ページの歳入のほうにも上がってきておりますし、ここにも上がってきているんですけれども、国庫負担金については、過年度収入で精算金を40万2,000円受け入れておりますよね。県費負担金で9万円の返納金となっておりますけれども、この内容について、ちょっと一度説明をお願いいたします。

○健康づくり課長兼保健センター所長 こちらにつきまして、令和3年度分の未熟児養育医療給付費に係る対象件数を当初は70件と見込んでおりました。そこで実績のほうで59件となりまして、国庫負担金精算金のほうは、実績額が243万9,233円と受入額が203万7,176円の差額の1,000円未満の端数を切り捨てた40万2,000円を過年度収入として受け入れるものです。

令和3年度の未熟児医療の給付金の県費負担金のほうにつきましては、対

象の事業費が145万5,126円で補助金の交付申請のほうをしました。そういった中で、対象の事業の実績が121万9,616円となりまして、県費の負担金のほうは受入額130万9,613円から、実績額の121万9,616円の差額である8万9,997円を返納することとなりました。

こういった返納に過年度収入と返納金の大きく至った理由ですけれども、国庫負担金については、交付決定額の調整率が0.7%といったもので、受入額のほうが当初より少なかったといったもので追加交付をお願いするもので、0.7という調整率を掛けるというところで、あと県費のほうは交付決定額のところの調整率が0.9という係数がありましたので、受入額が多くなったといったことから返納するといった、調整率の係数によって影響が出たものと考えております。

○岡本委員 ありがとうございます。

○委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はありますか。

長尾議員から本件に関して委員外議員としての発言をしたいとの申出がありますが、会議規則第117条第2項の規定により、発言を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議ないようでございますので、委員外議員としての発言を許します。

○長尾議員 私も99ページの新型コロナウイルスワクチン接種事業についてお聞きしたいと思います。

令和3年度でこれだけの返納金があったと。先ほどの御答弁の中で、集団接種会場での接種回数が予定より少なかったという話がありました。

気になっているのは、接種回数が減ったということで国のほうから県経由で支給されているワクチン、これが無駄に廃棄されているのではないかというふうに思われるわけですが、実際に市においてどのぐらいのワクチンの回数分の廃棄が令和3年度にされたのでしょうか。

○健康づくり課長兼保健センター所長 ワクチン接種に使用してまいりましたワクチン、ファイザーとモデルナ、それぞれございますが、医療機関に配

送する部分と集団接種会場で使う部分、それぞれ接種予約計画と実際の予約数を合わせながら調整してまいりました。

そうした中、やはり第3回目接種が始まった頃合いになりますと、若者の方を中心とした世代になりますが、副反応、接種後の副作用とか、そういったことを心配される状況がありましたので、思うように接種が伸びなかったところがございます。あとお子様の5歳から11歳、そういった方の接種等々接種率が伸び悩むところがありました。

我々としては、最大限接種の予約枠等を調整してまいりましたが、そういった状況の中で、集団接種会場においては、当日予約なしでも接種をできる体制のほうを構築するなどして、ワクチンの廃棄を少なくするよう努力するよう努めてまいりましたが、どうしてもワクチンについては有効期限がございますので、その有効期限内に使用ができなかったものについては、廃棄のほうをさせていただいております。

廃棄に係るところの経費につきましては、医療廃棄物というところで処理をさせていただいておりますが、具体的な数値につきましては、この場でちょっと正確にお伝えすることができませんので、また資料等々調製したいと思っております。

○委員長　　じゃあ、また後日ですね。お願いします。

ほかに質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　質疑もないようでありますので、続きまして、保険年金課について審査をいたします。

保険年金課に行く前に、当委員会への傍聴の申出がありました。傍聴については、委員会条例第18条の規定により、委員長の許可を得た者が傍聴することができるということになっております。傍聴を許可いたしたいと思っておりますが、御異議ありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　意見もないようでありますので、傍聴を許可し、傍聴人の入室を許可いたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○保険年金課長 保険年金課の所管いたします補正予算につきまして御説明申し上げますので、議案書80ページ、81ページをお願いいたします。

上段でございます21款5項3目過年度収入でございます。

81ページの説明欄をお願いいたします。

1節過年度収入のうち、令和3年度後期高齢者医療療養給付費負担金精算金1,517万5,000円でございます。これは令和3年度の後期高齢者医療療養給付費負担金に係る精算金として受入れをしたものでございます。

該当箇所は以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長 それでは、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑もないようでございますので、続きまして、こども未来部こども政策課について審査をいたします。

じゃあ、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○こども政策課長 よろしく申し上げます。

こども政策課所管の補正予算について御説明をいたします。

初めに、歳入でございます。

議案書の76ページ、77ページの下段をお願いいたします。

15款4項4目教育費交付金、1節教育総務費交付金、右側説明欄、子ども・子育て支援交付金でございます。

次に、78ページ、79ページの最上段をお願いいたします。

16款2項8目教育費県補助金、1節教育総務費補助金、右側説明欄、地域子ども・子育て支援事業費補助金でございます。

次に、80ページ、81ページの上段をお願いいたします。

21款5項3目過年度収入、1節過年度収入、右側説明欄のこども政策課分は、令和3年度分子ども・子育て支援国庫交付金精算金をはじめ2項目でございます。

次に、歳出でございます。

少し飛んでいただきまして、92ページ、93ページの最上段をお願いいたし

ます。

3款2項1目こども政策費、補正予算額は8,037万7,000円でございます。内容につきましては、93ページの説明欄を御覧いただきますようお願いいたします。

最上段、病児・病後児保育事業、次に、子育て支援センター維持運営事業、次に、育児支援家庭訪問事業、次に、子育て短期支援事業、次に、要保護児童対策事業、次に、子育て世代包括支援センター兼子ども家庭総合支援拠点運営事業、次に、児童・遺児手当等事業のうち児童扶養手当事業及び児童手当事業、次に、母子生活支援施設措置事業。

はねていただきまして、95ページの上段をお願いいたします。

次に、母子・父子家庭自立支援給付事業、次に、子育て世帯への臨時特別給付金支給事業、次に、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金支給事業、次に、児童館等維持運営事業でございます。

次に、少しまた飛んでいただきまして、108ページ、109ページをお願いいたします。

中段、10款1項3目放課後児童費、補正予算額は485万7,000円でございます。内容につきましては、109ページの説明欄、放課後こども総合プラン事業（放課後児童健全育成）でございます。

説明は以上です。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　それでは、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員　先ほど聞き漏らしました95ページにあります子育て世帯への臨時特別給付金支給と低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金支給でそれぞれ2,000万円、5,200万円という、これまた大きな返納金が生じた理由を説明していただきたいと思います。

○こども政策課長　子育て世帯への臨時特別給付金支援事業でございますが、給付金の主なところは、上の段の給付金の部分で2,500万円、人数にいたしますと1人10万円でしたので205人でございます。

ここで主に多かったものとしましては、高校生相当に該当する児童と新生児に対する児童の分が多かったものです。これは児童手当の給付の対象とな

る給付金でございましたので、高校生相当ですとか、新生児に関しては適切な見積りができないものですから、若干多めに見積もったことも原因としているところだと思っております。

その下でございますが、低所得の子育て世帯に対する給付金の件ですが、こちらは上の本当に給付金の部分に当たるところは1,018人分でございます。ここで大きな原因となったのは、まず2点ございます。

この給付金に関しては、急に決まったところもございまして、国のほうで人数に対して市のほうから見積人数を提示したわけではなくて、国のほうから金額を提示されました。その額が非常に多かったということでございます。まずそれが1点でございまして、割り振った中で大きく差が出てきたものとしましては、やはり家計急変世帯。家計急変世帯に関しては、なかなか見込みが立たないところもありますので、先ほどと同様に若干多めに割り振ったところ、国から手当てされた部分をかなり多く割り振ったところがあったということでございます。

○委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はありますか。

長尾議員から本件に関して委員外議員として発言したいとの申出がありますが、発言を許可することに御異議ありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 異議なしと認めます。

○長尾議員 いつも掛布委員と質問の内容が似たような話になるんですが、95ページの上の段の子育て世帯への臨時特別給付金支給事業について。

先ほどの御答弁で高校生と新生児、少し多めに見積りましたと言われたんですけど、市民サービス課とかを含めて住民票の台帳からさくっと拾えば、高校生の人数というのは正しく取れると思うんですけど、そこを多めに見積もったと。新生児はちょっとまだ申請も来ていないとかで、いつ産まれる可能性があるとかということで分かるかもしれないですけど、高校生で多めに見積もったというのは、ちょっと解せない答弁かと思いましたが、どういう内容でしょうか。

○こども政策課長 高校生相当の人数というのは、住民基本台帳で議員がお

っしゃるように分かるんですが、そこで児童手当相当の所得の方というところで判断ができないということで多めに見積もったというところです。

○長尾議員 はい、分かりました。

○委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はありますか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑もないようでございますので、続きまして、保育課について審査をいたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○保育課指導保育士 それでは、保育課所管について御説明させていただきます。

歳入につきましては、議案書の80ページ、81ページの上段やや下に21款5項3目1節過年度収入、保育課のところを御覧ください。令和3年度分子どものための教育・保育給付費国庫交付金精算金をはじめ5項目を掲げております。

歳出につきましては、94ページ、95ページの下段、3款2項2目保育費、補正予算額は443万2,000円でございます。

内容につきましては、95ページの説明欄をお願いいたします。

保育管理等事業は1万8,000円の補正をお願いするものでございます。

その下、保育園施設維持運営事業は402万3,000円の増額補正をお願いするものでございます。

その下、子ども・子育て支援事業は39万1,000円の補正をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。補足説明はございません。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長 それでは、これより質疑を行います。

質疑はありますか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑もないようでございますので、続きまして、保育部生涯学習課について審査をいたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

- 生涯学習課長兼少年センター所長 生涯学習課所管の補正予算につきまして、該当箇所の御説明を申し上げます。

歳入につきましては、該当箇所はございませんので、歳出について御説明を申し上げます。

初めに、90ページ、91ページをお願いいたします。

下段の3款1項5目学習等供用施設費で54万9,000円の補正をお願いするものでございます。

次に、少し飛びまして、112ページ、113ページをお願いいたします。

上段の10款4項1目生涯学習費で85万3,000円の減額補正をお願いするものでございます。

その下の10款4項2目文化交流費で403万6,000円の補正をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

- 委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

- 宮田委員 113ページに記載があります文化財保護事業について質問させていただきます。

補正予算案の金額が5月22日時点の解体工事事業者から久昌寺所有者へ提出された請求書の内容のままです。6月定例会での時点では工事は完了しておらず、下請業者への支払いも完了していない状況下であり、見積ベースの請求金額でもよかったのですが、現在は7月末に工事が完了しており、下請業者への支払いが完了している状況であるため、実質的ベースで実際に発生した損失を計算し直すべきだと考えます。市からそのことを久昌寺所有者には伝えているのでしょうか、質問させていただきます。

- 生涯学習課長兼少年センター所長 今回9月補正予算に計上させていただくということで、その根拠となる書類についてお願いをいたしました。所有者の方が入院中ということでお聞きしておりまして、ある市会議員の方から所有者の御両親から代理で手続を行ってほしいということをお聞きしましたので、その方にいろいろ手続のほうをお願いし、今の根拠となる、今回、損

失計算書という形でお願いをいたしました。

その際にこちらから直接やり取りができないということがありましたので、こちらのほうで計算書の中に先回の根拠となる計算式を入れさせていただきまして、訂正があった場合は教えてくださいということで、当然金額も変更があれば教えてくださいということを含めて聞いておりましたが、あくまでも同じ金額でということ印鑑も押していただいて計算書のほうを提出されましたので、金額のほうは変更はないということで判断をいたしました。

○宮田委員　それはもう、再確認ですけど、久昌寺とのお話でそうなったということで理解してよろしいですか。

○生涯学習課長兼少年センター所長　所有者の方から御印鑑もいただきまして、金額の変更のほうの話もございませんでしたので、所有者の方の判断ということで確認をしております。

○宮田委員　例えばなんですけれども、当局のほうから解体業者へ直接というのはなかなか難しいと思うんですけど、今の御答弁のとおり、久昌寺のほうで確認が難しいというようなことであれば、例えばもう実績ベースなもんですから、恐らくは解体業者と下請業者の中でそういった契約というんですか、発注書だとか請書という支払いの明細書を見れば、一発で解体事業者の損失額が特定できると考えます。

そういったことを例えば久昌寺の所有者に直接言えなくても、久昌寺を通してそういった依頼はできるのかなというふうに考えるんですけれども、そういったことはなされなかったんですかね。

○生涯学習課長兼少年センター所長　6月補正予算にお願いした際に、所有者の方をお願いをいたしまして、解体工事業者の方に今の請求金額というか、こちらで出された損失額の根拠について聞き取りのほうをさせていただきました。それで、瓦の撤去であるとかという内容をいろいろお聞きしました。

今回、当然この金額が変われば、改めて所有者の方をお願いをして工事業者の方にも聞き取りをさせていただくということを考えておりましたが、金額のほうが変わりませんでしたので、これ以上工事業者の方にも御迷惑をおかけはできないということで、所有者の方から金額の変更があるということで話はありませんでしたので、今回、改めて聞き取りまではいたしませんで

した。

○委員長　　よろしいですか。

ほかに質疑はありますか。

委員外議員の長尾議員のほうから、本件に関して委員外議員としての発言をしたいと申出がありましたので、発言を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○長尾議員　　私、議案質疑でも本件を質問させていただきまして、その際に委員会でしっかり審議していただきたいということで、指摘を結果的には10個ほどさせていただいているんですね。

それについて、今、当局のほうでその10個、どのような指摘をしたか述べていただいでよろしいですか。

○生涯学習課長兼少年センター所長　　すみません。10個と言われるとあれなんですけど、私のほうで聞いている質問につきましては、5個ということでお聞きをしております。

○長尾議員　　では、取りあえずその5つ、理解をしているやつ、どのような指摘をしたか、もう一度お願いします。

○生涯学習課長兼少年センター所長　　ちょっとその内容がそこまで分からないんですけど、議案質疑で事前にされていた内容については、市長が議会運営委員会の中で言われたお言葉についての内容について、また今回の補正予算の明細ですね。あと記者に公開できないということで説明をされなかった理由、あと今回11人の作業員ということで工事が中断したことによって、その作業員の手配の、これは工事業者の方になりますけど、その内容について。あと損失補償の根拠書類については、これは確認を市としてされているのかということでお聞きをしております。

○長尾議員　　質問に対して的確にお答えをお願いします。

私は質問した内容を聞いているのではなくて、指摘、今回の金額の請求内容に対して疑義があると、指摘事項があるとって10個指摘したんですね、一人しゃべりしました。1人で10個指摘して、その結果を委員会でしっかり審議していただきたいと述べさせていただいております。

議案質疑でしっかりと話ししてゆっくりしゃべったつもりですけど、聞き取れなかったのなら別ですけど、要は何が言いたいかという、審議するためには、事前に何らかの当局での対応、準備をしていただかなきゃいけないということもあることが分かっていたので、13日時点で、今日の事前通告という形で質問したわけでありまして。その内容が把握していなければ、当然何も対応ができていないという話になるので、それはちょっといかななものかと思いますが、ということで指摘した指摘です。私が質問の後にしゃべった、4つ目と5つ目の間ですね。しゃべっています指摘事項をお答えいただきたいとお願いしております。お願いします。

○委員長 暫時休憩します。

午前10時22分 休 憩

午前10時35分 開 議

○委員長 じゃあ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

先ほどの長尾議員のお話の中で、議案質疑の中で行った質問の内容に関して紙ベースであるということでございますので、私たちも見ながらじゃないと分からないものですから、委員会の皆様にこれからお配りいたしますので、これは委員長のほうとして了解を取りましたので、今から配らせていただきます。

[資料配付]

○委員長 じゃあこの件に関しまして、当局側のお答えのほうをよろしくお願いします。

よろしいですか。

○生涯学習課長兼少年センター所長 初めに1番のほうなんですが、解体工事業者から請求書が見積金額のままということですが、こちらについては、私たちは請求書ということではなく、補正予算の根拠の書類ということですが、こちらについては、解体工事業者の請求書というのは私たちは直接受け取っておりませんので、所有者からの金額ということでございます。

2番、請求書が5月22日に発行されているが、明細に23日、24日があるということですが、こちらは5月27日に解体工事業者と所有者が御了承の上、お会いした際に、内容については確認をいたしております。また、解体工事

業者からは一定期間押さえたということで、24日までは、もう金額のほうは分かっていたということでございます。

次は3番ですね。5月14日から24日までの9日間に実施する予定であった人工が、全額工事業者の損失なり、市への請求対象となっているということでございますが、こちらについては所有者から請求を受けた内容と一緒に内容になっておりますので、工事業者の内容については、ちょっと確認はそこまではしておりません。

4番ですね。久昌寺所有者はキャンセルに伴う違約金を支払えと言っている。工事代金を支払えとは言っていないということですが、こちらについては、私どもは損失補償ということで補償金という形でお話をお聞きしておりますので、工事代金ということで補正予算は計上したものではありません。

5番ですね。工事中止期間に人工をほかの現場へ投入しているはずということですが、こちらについては、私どもはそこまで解体工事業者のほうには確認をいたしておりませんので、あくまでも請求のほうで11人工、9日間ということでお聞きしております。

6番、解体工事は完了している。実際の瓦解体工事は何人で何日間行われたのか。また、実際に久昌寺本堂の瓦は何枚あったのか。マニフェストで確認可能。現場写真を毎日撮っているため確認可能ということでございます。

こちらにつきましても、大薮議員の議案質疑でもお答えさせていただいたんですが、市のほうではあくまでも実際の解体工事の内容については確認はいたしておりません。瓦の枚数も一緒でございます。

7番、5月24日時点で担当課長から久昌寺所有者に25日以降、工事の中断は延期しない旨を連絡し、久昌寺所有者は解体工事業者に連絡している。そのときに解体工事業者から返ってきた言葉は、今ほかの現場に取りかかっているから、あしたからすぐ再開することは難しい。少なくとも24日からの人工請求が全額あるということは問題がある。解体工事業者の作業日報で確認が可能ということでございます。

こちらの市のほうからお願いした9日間の今の内容の確認については、根拠となる書類について所有者の方を通してお願いをいたしましたが、取り寄せることが難しいということでお聞きしております。

8番ですね。下請業者との契約内容が分からない。解体工事業者から下請業者に支払いされる追加金額が分からない。契約単価が全員一律なのも疑問。

こちらについても、解体工事業者と所有者の契約内容については、こちらで確認することが難しいということで、契約書を一度見せてほしいという話はさせていただいたんですけど、難しいということでお話しはされましたので、そこまでちょっと確認はしておりません。

9番、一部の議員で6月2日に現場に行った際には4人しか活動していなかったということで、これも先ほどの答弁のとおり、現場のほうは確認はしておりませんので、また実際の工事内容についても聞き取りは行っておりません。

10番、解体工事業者から出された請求書の金額が水増しされているとのうわさが流れている。市には解体工事業者の名誉を守る義務があるため、真偽の確認が必要ということで、私どもは解体工事業者のほうに聞き取りを行って、できる範囲で確認はさせていただいております。請求書の金額が本当かどうかというのは、ちょっとそこまでは確認はしておりませんが、根拠となる書類については所有者の方を通じてお願いをしましたが、確認はできませんでしたのでそこまではしておりません。以上でございます。

○長尾議員　　今、いろいろと確認していないということがいっぱい出てきたんですが、これは議会としては確認すべきだということで指摘をさせていただいたという内容であります。しかも、当局で言われているのは、5月27日に聞き取りを行っただけで、それ以降は久昌寺の所有者にも、解体業者にも連絡を取って、このような内容を確認する行為は一切行っていないという内容で、これまでの答弁もそうなんですけど、その事実で間違いありませんか。

○生涯学習課長兼少年センター所長　　5月27日以降は連絡は取っておりません。いろいろ手続的に所有者の方とは間接的には行っております。

○長尾議員　　確かに7月12日でしたか、損失額計算書というのを送って、この内容、数字も入れて内容に間違いなければ押印して返してくださいと。確かにその文書には数字を必要なら書き換えてくださいとは書かれてなかったのは、大藪議員のほうから見せてもらって理解はしておるんですけど、そのやり取りはできているということは、連絡を取る方法、手段の機会はあった

わけであります。

しかしながら、7月29日に久昌寺の解体工事が全て完了して、引渡し完了して、全て実績の状態になったというにもかかわらず、その時点で当局からは、久昌寺所有者への今回疑義があると言っている内容について、一度もアポイントを取られていないと。そんな状態のままこの金額をお支払いするというので、市民にどのように説明して、それで道義的に問題ないと思っているということでしょうか。

- 教育部長　金額の確認につきましては、先ほど課長からもございました。実際の久昌寺の工事につきましては、7月末に終わっているというふうには聞いておりますが、私どもが久昌寺様を通じて工事の停止をお願いしたのは5月24日までということですので、その時点で我々からのお願いというのはもう既に履行されているものでございますので、それ以降、工事内容については工事業者に確認できる範囲で確認しております。書類の取り寄せは可能かにつきましても、所有者を経由して行っておるんですけども、そこまではちょっと難しいということがございます。

私どもが今回お支払いする額につきましては、当初、5月13日の際、工事中断に関わる条件書というのを所有者の方からいただいております。なんですけれども、その際に久昌寺側に追加負担がないということが前提に書かれておりました。市から工事の一時中断をお願いしたことによりまして追加負担が発生した。これが5月24日までの間のことでございます。これにつきまして、その時点で負担が発生しておることですので、そのものについて市が損失の補償をするということですので、よろしくお願いいたします。

- 長尾議員　質問に対して真っ直ぐお答えください。

だから、工事が終わった後の状態、全て実績になった状態で再度確認するタイミングがあったと言っているんです。そのタイミングで確認をしていないという指摘を今回させていただいているんですよ。それを5月27日の見積り時点のものを確認しており、その時点で聞いた内容だと言われても、私が質問した内容とは全く違う答弁なので、それは答弁になっていないということでもあります。

要は何が言いたいかという、堂々巡りをしていてもしようがないので単刀直入に言います。議会としてはこれだけの疑義があるので、このような疑義があるということ、当局から再び久昌寺所有者経由で解体事業者に、そのような議会から指摘がされているというものを申し伝えていただいて、実際に工事会社がお支払いした金額が損失なんですよね。それが分かる資料の提供をお願いしたい、お願いしていただきたいと議会からお願いして、もしそれが出せないというのであれば、私は個人的には解体事業者を参考人としてまたお呼びいただいて、実際に説明をしていただければはっきりするのかなと思っています。そこまで要はやりたいと思うんですが、お願いしたいと、そういう話でございますが、いかがでしょうか。

○委員長　先ほどの長尾議員からのやつも、解体事業者の金額に関する、この305万円に関する見積りの根拠、金額の根拠というのを示してほしいということですよ。

ということですがけれども、何度も当局のほうからも、私も答えを聞いていますけど、この金額に関しての明細は、基本的には市と契約しているのは所有者であって、もちろん市が解体業者と直で契約しているのであれば、この金額に関しては出せると思いますけど、所有者の方からはいただけないという回答が来ているんですよ。なので、今の状態では、金額の詳細に関してはいただけないという回答をいただいているんですよ。このままだと前に進んでいけないので、長尾議員、何か言いたいことがあったらどうぞ。

○長尾議員　委員長に言われたことを1点訂正です。

市からは損失に対してお支払いすると言ったけど、この金額を契約したわけではないんですよ。だから、契約しているわけではないんですよ。契約書があるなら契約書の原案を出していただければいいんですけど、契約は多分されてないですよ。請求書でお支払いをしようとしていますよね。だから、契約行為はないので、例えばほかに、どこかの貯水施設みたいに契約が3億円あって原案があります。採決を受けたら効力を発揮しますという契約書があるなら、その見積りの内容とか妥当性をチェックして契約しますよね。であればそのほうがいいわけですよ。できればそれを持ってきてほしいぐらいなんですけど、そのときには、その根拠と実際に発生した損失が契約金額な

んだからとやってくれれば、そのほうが良いと思います、私は。

だけど、今回は損失の請求書として払おうとしているので、じゃあその損失は幾らですかというのを明確にしたいわけですよ。それが精査して増えたなら増えたで払えばいいと何度も言っているんですけど、増えたら払えばいいんですよ。本当の誰もが納得する損失額って幾らでしょうか。あくまでも今は5月22日時点に出てきている、先ほど可児課長は間違った答弁をされていますので、市では解体業者からの請求書は受け取っていないと言いつつ、5月22日時点の資料を基に、教育長、前回の上程されていますよね。財政課担当がそれを見ているので、市は受け取っているじゃないですか。だから、受け取っていないは思い切り間違っています。

というのもあって、解体事業者から出ている資料をしっかりと見て、内容の数字も聞き取りの中で聞きに行っていますよね。公文書開示請求が出た資料にもそう書かれているんですよ、黒塗りですけど。11人の人数の根拠は質問されていますわ、回答は黒塗りでしたけど。

だから、会って、聞き取りもして、内容も聞いているんですよ。でも、その裏取りする証拠書類等は、5月27日時点では工事をやっていないので、実際に損失、支払いとかが出ている明細がないから、その時点ではそこまで確認できませんでしたよねというのは議会でも分かっているんですよ。ただ、今7月になって支払いも終わっているから、そのときの実際の人工の分、支払いがされている内容の資料が見られれば一発で終わりなんですよ、この話は。

〔「そのとおり」と呼ぶ者あり〕

- 長尾議員　　だから、その資料が欲しいと言っているだけであって、だから資料を市から再び今の時点でもう一度お願いしてもらって、それで断られたら、そういうもんだとして審議を進めるしかないのかなあと思っているんで、もう一度取り寄せていただけませんか、要はお願いできませんかとお願いしたいわけでありませぬ。
- 宮田委員　　実際問題、先ほども私言いましたけど、6月定例会時点では見積書が出ないけれども、現時点ではもう完成しているわけだから、絶対的な請求額は確定していると思うんですね。

長尾議員が先ほどからも言っているように、久昌寺が解体業者に内容の明細書をもらうのは、これは権利ですわ、支払い義務が発生している以上。何で久昌寺が解体業者に明細書を請求することができないのか、そして、それを当局が久昌寺に対して請求しないのかということですよ、長尾議員が言っているのはね。それは何でできないんですか、もう確定していることなんですよ。

305万円も払うわけですわ。内容を知るのは当然の権利だと思うんですけど、権利放棄に見えちゃうんですけど、市のほうも久昌寺に補填するのであれば、内容を知る権利があるはずなんですわ。だから、それを請求するだけの話なんですわ。そうすれば、ああ、そうだったんだといって払えるわけですわね。そういうことでしょう、長尾議員。

○長尾議員　　そうです。

○宮田委員　　それをやったらいかがですか。いや、やる権利があるはずなんです。以上ですが。

○委員長　　そうですね。

[発言する者あり]

○委員長　　分かりました。言いたいことは非常に分かります。今の宮田委員が言っているのも確かな話なので。

ただ、先ほど課長のほうからも言いましたけど、一応請求金額は間違いなにかという印鑑もいただいて、間違いないですという書類もいただいているということなんで、こちらのほうに関しては。今の書類に関しては、今回の審議に関しては、まず要るかどうかを委員会内で審議をさせていただきます。決を採りたいと思いますけれども、先ほどのお話の中の金額の根拠となる詳細明細がないとこの審査ができるかできないか、この議案に対してですね。という形なんで、この審査において、久昌寺解体工事の精算根拠についての資料要求がありましたけれども、本委員会として資料を要求することに賛成の方の……。

○掛布委員　　すみません、1点ちょっと。

○委員長　　どうぞ。

○掛布委員　　言われる筋はまあまあ分かるんですけども、実際に所有者は

解体業者に305万円確かに払っていて、それに間違いはないというふうに……。

〔「払ってないでしょう」と呼ぶ者あり〕

○委員長　まだ払ってないですよ。9月末ですよ。今の補正が通ってからですよ。

○掛布委員　通ってから払うということになっているわけなので、それ以上、民間と民間の契約に市が、何で解体業者が下請に幾ら払ったか出せないのかといっても、市としてそれ以上の要求をするということは難しいんじゃないでしょうか。だから、これ、幾ら審議していても私たちとしては判断のしようがないし、所有者との約束を市として守らなければいけないという道義的な責任もあってこの補正予算になっておると思いますので、もうここで、この生涯学習課についての補正予算の審議は打ち切って議事進行をしていただきたいと思います。

○委員長　そうですね。そこで……。

○宮田委員　掛布委員のおっしゃることも当然分かりますよ。ただ、先ほどから話しているのは、いわゆる明細書ですよ。明細書の件、紙切れ一枚を見せろと言っているだけの話なんですよ。

さっきも私言いましたけど、市は久昌寺に見せろという権利が絶対存在するんですよ。だって、今言い値じゃないですか。もう工事が終わって金額が確定しているわけですよ。明細書を見せてくれという、ただそれだけの話なんですよ。久昌寺も解体業者に明細書を提示してくれというだけの、たったそれだけの話なんですよ。議論でも何でもなし、見せろと言っているだけの話なんで、そこを飛ばしたら疑義が残っちゃうと僕は思いますけどね。

○委員長　どちらも言い分は確かに分かりますよ。ただ、今回いろんな皆さんの意見もあると思うんですけども、こちらのまず厚生文教委員会の委員の中で、私ここで決を採りたいと思います。長尾議員、ちょっと待っておってくださいね。

先ほど宮田委員のほうから、議案第60号 江南市一般会計補正予算（第7号）の生涯学習課の審査において、この久昌寺解体工事の精算根拠についての資料要求、宮田委員、いいですね。というのがありましたけれども、本委員会として資料を要求することに賛成の方、反対の方という形で決を委員会

内で採ってしまいたいと思います。

〔発言する者あり〕

○掛布委員　　ちょっと私、質問したいんですけど。

資料を出せということは簡単ですけれども、何せ民間と民間の間のことで、それに対して市が出せと言っても、民間が、そんな民間との契約をなぜ明らかにするかというふうに断られたら、どういうふうに審議をしようとしておるんですか、それをお聞きしたい。

〔「不規則発言はやめてください。委員外議員は静かにしてください」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　ちょっと暫時休憩します。ごめんなさい。

午前10時57分　　休　憩

午前11時06分　　開　議

○委員長　　じゃあ、休憩前に引き続き会議を再開します。

○長尾議員　　先ほど掛布委員が言われた言葉に対して、非常に当局としてどうか、法律的に問題があるかもしれないような発言もありましたので、訂正をしたいなということもありましたので、話をさせていただきます。

先ほど掛布委員が何を言われたかということ、工事会社から請求がありましたと。請求が来ているんだから、その内容で支払ってあげればいいじゃないですかと言いましたが、地方自治法の第2条の14というのと地方財政法4条、この2つに沿って、この法律に照らし合わせると、請求が来た金額をそのまま右から左に支払うということは、地方自治体としては法律違反になるからできないんですね。言われたまま請求するのはできないんです。

ということで、当局の皆さんに地方自治法の第2条の14項及び地方財政法第4条を読み上げていただきたい。それで全体で確認した上で、それでも先ほどの言葉、請求どおり払えばいいじゃないですかという言葉が適切なのかどうか確認していただきたい。お願いします。

○掛布委員　　すみません。全然何か話がどんどん横にそれて、議案質疑をやっているのに、なぜ委員の発言に対しての質疑になるんでしょうか。私が言ったのは、久昌寺と解体業者の間で、解体業者から請求があったのを久昌寺が払うのは当たり前でしようと言っただけで、市が払うとは言っていない

よ。それは別問題ですよ。そういうのをちゃんと間違えないでください。

○宮田委員 であれば、今の長尾議員の言われたとおり、自治法で規定があるんだったら、右から左に出せんということが条文で書いてあるんだったら、やっぱり内容、明細書ですよ、要はね。それを添付して支払うというのが自治法の考え方であるのであれば、我々はやっぱり久昌寺に請求すべきですよ。

○委員長 そうですね。これ、皆さんの言っていることは分かりますので、ただ、今回に関しては、ちょっと前に進めさせていただきたいと思いますので、まずこの委員会内で何度も決を採る採るという話はしましたけれども、この資料の件に関して、久昌寺解体の積算根拠についての資料要求が今宮田委員のほうからありましたけれども、本委員会としてこの資料を要求するのに賛成の方、反対の方という形で決を先に採ります。

○宮田委員 委員長、その前に。

○委員長 どうぞ。

○宮田委員 今、ちょっと私も不勉強で、自治法の規定を知らなかったから決を採ればいいんじゃないかなと思ったんですけど、今条文を知った以上、決を採る問題じゃなくて出してもらわないかんというのが条文の法律なんですよ、法律解釈なんですよ。

○委員長 うん。

○宮田委員 だから、決を採って委員会で、じゃあこのままいきましょうということは、条文上、ちょっとおかしくなっちゃう、これ。

[発言する者あり]

○宮田委員 ちょっと自治法のほうがどうやって書かれているか分からないので、何とも……。

[「確認してもらったほうがいい」と呼ぶ者あり]

○委員長 ちょっと確認させていただきますので、暫時休憩しますね。

午前11時10分 休 憩

午前11時35分 開 議

○委員長 休憩前に引き続きまして会議を再開したいと思います。

先ほどの最終的な請求書というか、そういった用紙がこちらのほうにござ

いましたので、当局のほうからそのコピーを取っていただきました。それで皆様にお配りをして、その内容に関して当局のほうから説明をしていただきます。

じゃあ、お配りのほうよろしくお願いします。

〔資料配付〕

○委員長　　よろしいですか。

じゃあ、説明のほうよろしいですか、この資料に関して。

○生涯学習課長兼少年センター所長　　ただいまお配りした資料につきましては、今回の9月補正予算の根拠として所有者のほうから提出された書類でございます。

こちらの書類につきましては、所有者の方が入院中ということでございまして、ある市会議員の方を通じてお願いをいたしました。なかなか直接やり取りのほうに難しいということで、前回の内容について記入をいたしまして、これを依頼文書とともに送らせていただきました。そちらの依頼文書のほうには、内容について確認の上、印鑑を押して提出のほうをお願いしますということで提出をいただいたものでございます。内容については6月補正の内容と変わってはおりません。また、最後、下のほうには、この金額については工事発注会社より請求を受けている金額ですの記載がございまして、以上でございます。

○委員長　　こういった内容で損失額計算書という形で7月12日の日付になっています。ポイントとしては、備考欄の「この金額については工事発注会社より請求を受けている金額です」と書いてございまして、今黒塗りにはなっていますが、こちらに所有者の方のお名前等々と、それから正式な印鑑が押されているということでございます。

委員の皆さん、どうですか、これで。

実際問題、これ以上となると、じゃあこの金額が合っているかどうかという、もう所有者の方に、これは怪しくないかという形で追及するしかなくなってしまうので、私はそれは策としてよくないのかなと思いますが、何か委員の方、御意見ありますか。

○宮田委員　　予算に関しましては、これ以上議論のほうはよろしいかと思

ますので、あとはやっぱり逸失利益の精査ということを予算執行の際に査定していただくことについて、附帯を出させていただくことも考えるということで私は納得させていただきます。

○委員長　その意見に関してどうですか、当局側。

〔発言する者あり〕

○委員長　委員外議員の野下議員のほうより発言したいとの申入れがありました。発言を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○野下議員　すみません。今日のこの委員会の議論で、いろんな実質に支払われた額というのが本当で支払うべきではないかとか、そういう意見も出ているわけです。今資料を出されましたけど、これが本当かどうかというのは分かりませんが、そういうのをもう一回、無駄かも分からないですよ。もう一回所有者を通して業者のほうに依頼してもらえんかと、こういう意見があるわけです。

これは委員長として、ぜひこれは、私的には当局のほうにその意見はお願いをしてもらいたい。議会としては必要な部分ではないかと思っておりますので、それは私の要望としてぜひお願いをしたい。それはどうなるか分かりませんよ。分かりませんが、委員会でこのような意見があるので、もう一回、申し訳ないけれどもお願いしてもらえませんか、こういうことをぜひやってもらえたらありがたいと思います。

○委員長　はい、分かりました。

先ほど野下議員のほうからもお話がありましたけれども、やっぱり各委員の皆様、委員外議員の皆様もその部分を懸念されている方が多くございます。ですから、先ほど野下議員が言ったとおり、委員長としてもう一度所有者の方に確認のほうを、最終的な請求書等をお取り寄せができないかとか、見せていただけないかというのを確認していただきまして、それはいい悪いは、向こうが駄目と言われたら仕方がないかもしれませんが、最善の努力はしていただきたいなと思い、これは委員長のほうから要望をさせていただきます。よろしく申し上げます。

それと、先ほど皆様にお配りしました配付したこの資料に関してですけれ

ども、議場で委員会資料として配付したいと思えますけれども、議場で配付することに関して了解という方、配付してもいいなという方、手を挙げてください。

[賛成者挙手]

○委員長 全員一致でございますので、議場のほうで配付することといたさせていただきます。

資料というのは、損失額計算書の資料でございます。

先ほど長尾議員のほうから配っていただいた資料に関しては、これはちょっと議場のほうでは配付はいたしませんので、よろしく申し上げます。

この件に関しまして、ほかに質疑はありますか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑もないようでありますので、続きまして、教育課について審査をいたします。

すみません。その前に傍聴の申出がありまして、委員会条例第18条の規定により、委員長の許可を得た者が傍聴することができるというふうになっております。傍聴を許可したいと思いますのですが、御意見はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 御意見もないようでありますので、傍聴を許可し、傍聴人の入室を許可いたします。

それでは、当局から補足説明がありましたら申し上げます。

○教育課長 教育課所管の補正予算につきまして、該当箇所の御説明を申し上げます。

初めに、歳入について御説明いたしますので、議案書の78ページ、79ページをお願いいたします。

上段、18款1項2目2節小学校費寄附金でございます。

歳入は以上でございます。

続きまして、歳出でございます。

110ページ、111ページをお願いいたします。

上段、10款2項1目小学校費で、補正予算額は1,888万9,000円でございます。

次に下段、10款3項1目中学校費で、補正予算額は1,089万2,000円でございます。

該当箇所は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長　それでは、質疑を行います。

この件に関しまして、質疑はありませんか。

○掛布委員　111ページの学校施設管理事業で、特定財源として寄附金110万円でもって古知野北小学校の複合遊具の修繕をするということですが、ごめんなさい、地元のPTA、あるいは150周年実行委員会の皆さん、教育後援会の皆さんの大変な御尽力と、また教育委員会の温かい御理解で、ようやく老朽化した古知野北小学校の古北山という大型遊具の修繕が進むことになって本当に感謝しております。

おおよそは伺っているんですけども、この際、寄附金として110万円というのが出てきまして、実際、もう令和3年度から大型遊具の修繕は始まっております、寄附金も300万円集めたということなんですけれども、今回計上されているのは110万円。今後も寄附はあると思うんですけども、全体像ですね。どの財源とどの財源でもってどれだけの修繕工事をどういう日程でやっていくということを、ちょっとこの際ですので、皆さんによく分かるように説明をしていただけたらと思います。

○教育課長　今回、古知野北小学校の実行委員会の方から寄附のほうをいただいたということでございますが、まず大まかな概算ですが、全体の経費といたしましては、約470万円程度かかるというふうに見込んでおります。

このうち寄附金のほうが約240万円でございます、市のほうの修繕費用といたしましては230万円程度というふうに見込んでおります。今年度、市のほうで工事として100万円、来年度に同じように100万円程度の工事を行っていくということで考えております。

○委員長　ほかに。

○掛布委員　今年度100万円、来年度100万円の工事というと、総額470万円の修繕というのは計算が合わないんですけれども。

○教育課長　令和3年度に残りの工事は行っておりますので。

○委員長　よろしいですか。

ほかに質疑はありますか。

[挙手する者なし]

- 委員長 質疑もないようでありますので、ここで休憩に入ります。再開は1時10分からという形になります。

午前11時47分 休 憩

午後1時07分 開 議

- 委員長 休憩前に引き続きまして会議を再開したいと思います。

まず先に、先ほどの宿題でございましたワクチンの関係の件ですね。

- 健康福祉部長 先ほど、健康づくり課の新型コロナウイルスワクチン接種事業の審議の中で、長尾議員からいただきました国庫補助金の返納に当たって、令和3年度分のワクチンの廃棄数は幾つかというお尋ねがございました。答弁遅れましたけど、報告させていただきますので、よろしくお願ひします。

- 健康づくり課長兼保健センター所長 令和3年度に廃棄いたしましたワクチンの回数ですけれども168回、ファイザーのワクチンのほうを廃棄しております。主な理由といたしましては、令和3年7月31日の土曜日ですけれども、夕方の5時から夜の7時にかけて江南市内で停電が発生いたしました。その停電の影響を受けました医療機関の冷蔵庫で保管していたワクチンにつきまして、適切な温度で管理ができていなかった可能性がありましたので、ワクチンの接種には使用しないという方針にして廃棄のほうをさせていただいたものでございます。説明は以上です。

- 委員長 ありがとうございます。

そうしたら、続きましてスポーツ推進課について審査をいたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

- スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長 令和4年度江南市一般会計補正予算（第7号）につきまして、スポーツ推進課の該当箇所を御説明させていただきます。

議案書の114ページ、115ページをお願いいたします。

歳出でございます。

10款5項1目スポーツ推進費で、補正予算額は676万7,000円の増額でございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑もないようでありますので、続きまして学校給食課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○学校給食課長兼南部学校給食センター所長兼北部学校給食センター所長
それでは、学校給食課所管の補正につきまして御説明申し上げます。

歳出について御説明いたしますので、議案書の114ページ、115ページをお願いいたします。

114ページ中段の10款5項2目学校給食費でございます。

所管課は学校給食課で、補正予算額は3億8,911万1,000円の増額補正でございます。

内容につきましては、右側115ページの説明欄をお願いいたします。

新学校給食センター整備等事業といたしまして3億7,994万7,000円の増額をお願いするものです。

その下、給食調理事業といたしまして916万4,000円の増額をお願いするものです。

説明は以上です。補足説明はございません。よろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員 給食センターの事業地についてですけれども、資料の9ページに取得する用地として1万2,730平方メートルというすいとびあ江南の西側のところが指定されているんですけれども、以前から学校給食の基本計画でしたか、PFI導入可能性調査でしたか、用地選定の関係のところ、この江南市の2か所を統合して造ろうとする給食センターの食数に対する適切な用地の広さ・規模として約9,000平方メートルぐらいという定義があって、それをめどに用地を探してこられたと思います。今回の買収、用地取得しようとする1万2,730平方メートルはそれに比べるとかなり広いわけです。必

要のない部分まで過大に取得しようとしているのではないかなど。必要な部分だけきちんと絞って、厳密に精査をして取得する必要はあるんじゃないかと思うんですけれども、その点はいかがでしょうか。

○学校給食課長兼南部学校給食センター所長兼北部学校給食センター所長

この建設用地につきましては、もともと平成初期に水と緑のふるさと構想というところで、公園用地として取得が始まりました。そのときに全ての土地が買えていればよかったです、今回委員も言われた9,000平方メートルで取得することになりますと、残りのところで未接道の道路ができるということがございまして、その辺をカバーできるように今回この機会に取得をさせていただいて、有効活用できるような土地として1万2,730平方メートルを取得していくというのが意図となっております。

○掛布委員　　そうすると、要のないといったらいけないですけれども、必要な面積よりは広い用地の取得になるということで、未接道の用地をなくして全面的に活用できるエリアとしてこの1万2,730平方メートル取得するというので、未接道の用地をなくするという、その大半が民有地ということではよろしかったですか。

○学校給食課長兼南部学校給食センター所長兼北部学校給食センター所長
そのとおりです。

○掛布委員　　もう一点ですけれども、事業者選定委員会の委員の謝礼という3人分の12万円が計上されていて、本会議の議案質疑でも三輪議員からお尋ねしたんですけれども、予算をつける前にもう1回目を開催しているよという、流用対応でもう1回目を開催していますということで、しかも開催して決められた中身というのが物すごく重要な中身で、要するに実施方針案であるとか、要求水準書案であるとか、落札者の決定基準の案であるとか、そういったものを予算つける前に流用対応で1回目開催してあって、あとその後の進み方も本当にもうそれを公表していくわけですよ。要するに、早く進めないと資材が間に合わなくなって、令和7年9月供用開始に間に合わなくなるかもしれないということなんですけど、今後のいわゆる事業の進み方をもうちょっと詳しく説明していただきたいんですけど。

○学校給食課長兼南部学校給食センター所長兼北部学校給食センター所長

今回8月22日に第1回目の事業者選定委員会を開催させていただいた理由については、議場のほうでも御答弁させていただいたとおり、資材の調達不足というところが懸念されるというところで、できるだけ早く事業者を決めたかったというところがございます。委員が御心配されているような要求水準書だったり、落札者決定基準、あと実施方針、こちらについても十分議論ができるような期間を設けた上でスケジュールを見直した結果、8月22日というところで1回目をやらなきゃいけないというところで今回開催をさせていただきました。

○掛布委員 今後の。

○学校給食課長兼南部学校給食センター所長兼北部学校給食センター所長

今後のスケジュールにつきましては、第1回目で審議させていただいた実施方針案と要求水準書、こちらについては素案ということで審議をしていただきました。令和4年11月上旬に実施方針と要求水準書の案ということで公表してまいります。公表した後に、民間事業者に対して説明会をさせていただき、民間事業者からの質疑応答、その後議会のほうにも意見をいただく。給食センターで組織されている委員会、学校給食センター委員会だとか、アレルギー対応検討委員会のほうで御意見をいただきながら、令和5年1月の下旬には要求水準書をまとめていきたいというスケジュールで考えております。その後、令和5年4月に入札公告をしてまいります。入札公告をした後に、また事業者の説明会をさせていただきまして、参加者が参加表明をするかしないかの意思表示を、提案書を6月の下旬ぐらいに提出をしていただいて、その提案書に基づいて令和5年7月下旬に事業者にプレゼンテーションをしていただき、事業者選定委員でヒアリングをしていただいて、落札者決定基準にのっとって評価をしていただき、令和5年8月には落札者を決定していくという流れで進めていきたいと考えております。

○掛布委員 説明していただいて、すごいはたばたと進んでいくなあとということで、私がちょっとついていけないだけかもしれないんですけども、一体いつの間にPFIでやるということが決まって、もうここまで実施方針案、素案までできちゃっておるのかなと、とてもついていけないような状況にあるんですけども、アドバイザー業務委託というのが当初予算で可決され

ていると思います。そのアドバイザリーを受けたコンサルタントは玉野コンサルタントというふうに聞いておりますが、事実上の1者しか応募がない競争性がない状態でこのコンサルタントに決まって、その前の段階のPFI導入可能性調査、これも随意契約で玉野コンサルタント、その前の大本の学校給食基本計画の策定で落札したのが玉野コンサルタントということで、ずうっと同じところがほとんど随契というか、御指定みたいに関わってきているんですけれども、そもそもPFIをやるというのはどこで決まったと判断すればいいのでしょうか。

○学校給食課長兼南部学校給食センター所長兼北部学校給食センター所長

まず、PFI導入可能性調査につきましては、PFI事業でやれるかどうかというシミュレーション、VFMに関するガイドラインに沿って縮減効果が出るか出ないかというところの検証を行いました。アドバイザリー業務委託を令和4年に行いましたが、こちらについては今随契と言われましたけれど、プロポーザルでやっております。結果1者しか参加がなかったということなんですけど、随意契約をいたしました。この12月に特定事業の選定ということで、このアドバイザリー業務の中で改めてVFMを検証しております。その結果を12月に特定事業の公表ということで、江南市としての発表をすると、ここで初めてPFI事業で行っていくと、江南市としてPFI事業を行っていくという方針、決定事項ということになってきます。

○掛布委員　　そうすると、予算がついて、アドバイザリーもやられて、事業者選定委員会も予算をつけて、これからつけるかどうかなんですけれども、つけてやっていくわけなんですけれども、正式に特定事業の公表というところまではまだいっていないので、PFIで本当にやれるのかどうかという決断はまだしたことにはなっていないということなんです。

○学校給食課長兼南部学校給食センター所長兼北部学校給食センター所長

特定事業の選定というところで、公表するに当たっては縮減効果が見込めるとか、あとサービス向上が図れるということが検証できた暁に公表していくということになりますので、その辺を検証しているというところなんです。

○掛布委員　　PFI導入可能性調査のときの結果、VFMは4.数%という、言葉は悪いですけど、誤差の範囲じゃないかというような数値だったわけで

すね。それで、即アドバイザー業務委託、事業者選定ということでもう実施方針、要求水準書案まで来ているわけなんですけれども、そこですごい疑問の一つは、前も一度お尋ねしたことがあるんですけれども、学校給食基本計画、同じ玉野コンサルタントがつくられたそのときは、いろんな直営でやる、公設・公営でやるとか、いろんな可能性、手法がある中で、PFIというのは民間資金を使う分だけ公的資金じゃないので、割高になるからSPCをつくらないといけないので、そこでも時間・手間がかかって非常に事業の仕組みそのものが複雑になって事業期間も延びる、そういう面では三角マークというか、よろしくない。その中でVFMが出るよ、資金調達の平準化が図れる。特に初期投資が少なくて全体が平準化されるということで、PFIでいくぞという説明があったと思うんですけれども、例えば直近でお隣の一宮市が学校給食センターをPFI事業でやるというその事業者選定の可決をしたところなんですけれども、その規模がやはり江南市で考えられている40億円ぐらい……。

〔発言する者あり〕

○掛布委員　　ちょっと待っててください。質問しています。

40億円ぐらいなんですけれども、その平準化ということが非常にクエスチョンマークになっているんですね。その実施方針では、業者の要求をすごく反映させられた実施方針になっていて、竣工後1か月以内に市が事業者に対して総工費の4分の3、だから30億円を一括して支払うという実施方針になっていたわけなんですよ。本当にびっくりして、これじゃあ平準化どころじゃない、初期投資が莫大になってしまう。これもやはりPFIの特徴で、公表していくいろんな方針案、そういったものに説明会を繰り返した業者の意見を聞きながら決めていくので、どうしても業者の要求をのんでいかざるを得ないような展開になっていくと思うんですね。そういう中でこんな実施方針はとんでもない、4分の3を1か月以内に払いますという契約をさせられちゃっているわけなんですけれども、一宮市は。江南市が絶対にそういうふうにならないとは限らないわけなんですけど、その保証というはあるのかどうか伺いたいです。

○学校給食課長兼南部学校給食センター所長兼北部学校給食センター所長

まだその資金計画については、先ほど申し上げたように、今アドバイザーの中でシミュレーションをしている最中なので何とも言えないところがあるんですけど、業者の言いなりというところにつきましては、逆に民間のノウハウを活用してPFI事業をやっているという姿勢で今回の事業手法を選んでおりますので、江南市のやりたい、造りたい新学校給食センターというのは要求水準書の中でうたっていますので、例えばアレルギー対応だとか、浸水対応については事業者からの提案でいい提案を選んでいこうと思っておりますので、決して業者の言いなりということではないです。

○委員長　ほかに質問はありますか。

〔挙手する者なし〕

○委員長　質問もないようでありますので、先ほどの議案第60号の生涯学習課の審査に当たりまして、現在資料の提出を求めています。当局におかれましては、資料を20日火曜日午前9時半までに御準備していただくようお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

○委員長　それでは、資料提出期限を20日火曜日午前9時30分とし、議案第60号の審査及び採決は保留としたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。
なお、本日準備できるようでありましたら御回答をお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

議案第61号 令和4年度江南市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○委員長　それでは、次に議案第61号の審査を進めていきたいと思ひます。
続いて、議案第61号 令和4年度江南市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願ひします。

○保険年金課長　それでは、議案第61号 令和4年度江南市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明させていただきますので、議案書の117ページをお願いいたします。

118ページから121ページにかけて、第1表 歳入歳出予算補正及び歳入歳出補正予算事項別明細書を掲げておりますので、後ほど御参照していただきたいと思っております。

122ページ、123ページをお願いいたします。

今回の補正予算の歳入でございます。

3款1項1目保険給付費等交付金で、補正予算額は16万5,000円と、その下、7款1項1目その他繰越金で、補正予算額は2億2,832万1,000円でございます。

124ページ、125ページをお願いいたします。

今回の補正予算の歳出でございます。

1款1項1目一般管理費で、補正予算額は16万5,000円と、その下、5款1項1目基金積立金で、補正予算額は2億2,832万1,000円でございます。

以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　それでは、これより質疑を行います。

質疑はありますか。

○掛布委員　125ページの上のシステム改修費で、未就学児の均等割額を減額するというシステム改修ですけれども、これによって減額される国保の未就学児は江南市で何人を想定されていて、その結果減額される国保税額はどれほどになる見通しか教えていただきたいです。

○委員長　当局のほうですぐに答えが出ないということなんで、一度調べていただきまして後で答えを出させていただきます。それでよろしいですか。

ほかに質疑ありますか。

○岡本委員　同じシステム改修の件について聞きたいんですけれども、このシステム改修につきましては、未就学児の被保険者均等割額の減額は令和4年度からもう始まっていると思うんですけれども、先月の8月には国保税の通知がもう出ていますよね。そこにはもう減額も反映された金額になっていると思うんです。もう終わっているんですけれども、今回またシステム改修というふうに出てきているんですけれども、具体的にはどういったことを改修するという内容なのか説明をお願いいたします。

○保険年金課長 委員の御指摘のとおり、税の計算のほうにつきましては既に済んでおりまして、8月に納税通知書のほうは送らせていただいています。今回の改修の内容なんですけれど、国の補助金の申請に使用する調整交付金事業実績報告書作成システムというものがございまして、こちらのほうが令和4年7月に厚生労働省の通知において、未就学児均等割減額措置に伴う負担金の申請をするために、この調整交付金事業実績報告書作成システムに未就学児均等割減額措置を伴う機能を追加することが示されましたので、この機能を追加するためにシステム改修費用をこの補正予算でお願いすることになっております。

なお、この改修費用につきましては、全額特別交付金で措置されることになっております。

○岡本委員 ありがとうございます。

○委員長 よろしいですか。

○岡本委員 はい。

○委員長 ほかに質問はありますか。

[挙手する者なし]

○委員長 先ほどの回答のほうを今準備していただいておりますので、この議案第61号の採決のほうはちょっと保留にさせていただきます、次に議案第62号のほうに移りたいと思います。

議案第62号 令和4年度江南市介護保険特別会計補正予算（第2号）

○委員長 議案第62号 令和4年度江南市介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○高齢者生きがい課長 それでは、議案第62号につきまして御説明申し上げますので、議案書127ページをお願いいたします。

令和4年議案第62号 令和4年度江南市介護保険特別会計補正予算（第2号）でございます。

128ページ、129ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正でございます。

次に、130ページから131ページには歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を掲げております。

次に、132ページ、133ページをお願いいたします。

今回の補正予算の歳入でございます。

上段の2款2項6目事務費補助金は4万4,000円でございます。

次に、6款1項5目、事務費繰入金は4万4,000円でございます。

次に、7款1項1目、前年度繰越金は1億7,475万円でございます。

次に、歳出につきまして御説明申し上げます。

134ページ、135ページをお願いいたします。

上段の1款1項1目総務管理費の補正予算額は8万8,000円でございます。

中段の3款1項1目基金積立金の補正予算額は6,313万2,000円でございます。

はねていただきまして、136ページ、137ページをお願いいたします。

上段の6款1項1目償還金及び還付加算金は1億1,161万8,000円でございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありますか。

○掛布委員 すみません。137ページに1億1,161万8,000円の国・県・支払基金交付金に対する返納金が計上されております。この返納金が生じた理由を説明してください。

○高齢者生きがい課長 介護給付費、介護予防・日常生活支援総合事業費、包括的支援事業・任意事業費それぞれ支出が該当するものがあるのですが、介護給付費につきましては主に2款の保険給付費が該当します。第8期計画に基づきまして、令和3年度の当初予算額が積算されておきまして、それに基づきまして国庫、県費、支払基金等へ請求をしているわけなんですけれども、実績に基づきましてその差額分を返納するというところでございます。

保険給付費につきましては、執行率は95%でございます。介護予防・日常

生活支援総合事業費につきましては86.4%、最後の包括的支援事業・任意事業費につきましては、包括的支援事業は99.5%、任意事業は97.3%でございますが、介護予防のほうにつきましては86.4%と執行率があまり伸びなかったのが原因かと考えております。

○掛布委員 第8期の計画に基づいて、国・県・支払基金交付金から給付費の支払いに入ってきていた額を、実績が伸びなかったために余ったので返納するという事なんですけれども、そうしますと65歳以上の方の介護保険料もこの給付費に充てるために全体の23%分を徴収しておるわけですけれども、この国・県・支払基金交付金に対する1億1,100万円の返納額に相当する介護保険料の額はどれぐらいでしょうか。

○高齢者生きがい課長 被保険者の方が不用した保険料分の算定というのは、実際行っていないんですけれども、3款1項で計上しております基金積立金はその額に当たると考えております。

○委員長 ほかに質問はありますか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

午後1時41分 休 憩

午後1時41分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第62号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第61号 令和4年度江南市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○委員長 先ほどの、議案第61号のほうに戻りたいと思います。

先ほどの議案第61号の審査の中で、掛布委員の質疑に対して答弁が保留と
なっていましたことについて、当局からの答弁を求めます。

○保険年金課長 時間をいただきまして申し訳ございませんでした。

先ほどの掛布委員の質問ですけれど、未就学児の均等割の減額、令和4年
度の本算定時の金額になりますけれど、こちらが医療分と支援分を合わせま
して409万4,400円、264世帯分になります。

○委員長 掛布委員、よろしいですか。

○掛布委員 はい。

○委員長 じゃあ、議案第61号に関してほかに質疑はもうよろしいですかね。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑がないということになりますので、これをもって議案第61号
の質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

午後 1 時42分 休 憩

午後 1 時42分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第61号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されま
した。

議案第65号 令和3年度江南市一般会計歳入歳出決算認定について

のうち

健康福祉部

教育部

こども未来部

の所管に属する歳入歳出

○委員長　　続きまして、議案第65号　令和3年度江南市一般会計歳入歳出決算認定についてのうち、健康福祉部、教育部、こども未来部の所管に属する歳入歳出を議題といたします。

なお、審査の方法ですが、歳入歳出一括で各課ごとに審査したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

最初に、健康福祉部高齢者生きがい課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○高齢者生きがい課長　　それでは、議案第65号　令和3年度江南市一般会計歳入歳出決算認定の高齢者生きがい課の所管について御説明申し上げますので、事項別明細書の54ページ、55ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

上段の13款1項1目1節社会福祉費負担金の老人ホーム措置費負担金でございます。

次に、中段の14款1項2目1節社会福祉使用料で、備考欄の高齢者生きがい課所管分、老人福祉センター目的外使用料（電柱）から高齢者生きがい活動センター目的外使用料（郵便ポスト）までの6件でございます。

次に、60ページ、61ページをお願いいたします。

上段の14款2項2目1節社会福祉手数料で、備考欄の高齢者生きがい課所管分、事業者指定更新手数料でございます。

次に、62ページ、63ページをお願いいたします。

中段の15款1項1目1節社会福祉費負担金で、高齢者生きがい課所管分の低所得者保険料軽減負担金でございます。

次に、66ページ、67ページをお願いいたします。

上段の15款4項1目2節社会福祉費交付金で、高齢者生きがい課所管分の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。

次に、68ページ、69ページをお願いいたします。

下段の16款1項1目1節社会福祉費負担金で、高齢者生きがい課所管分の低所得者保険料軽減負担金でございます。

次に、70ページ、71ページをお願いいたします。

中段の16款2項2目1節社会福祉費補助金で、高齢者生きがい課所管分の

社会福祉法人利用者負担軽減対策事業費補助金及び老人クラブ助成費補助金でございます。

次に、78ページ、79ページをお願いいたします。

中段やや下の19款2項1目1節特別会計繰入金で、介護保険特別会計繰入金でございます。

次に、少し飛んでいただきまして、82ページ、83ページをお願いいたします。

21款5項2目11節雑入のうち、備考欄の中段にございます高齢者生きがい課所管分の認知症対応型共同生活介護施設整備費補助金返納金及び緊急通報システム実費徴収金でございます。

次に、86ページ、87ページをお願いいたします。

上段の21款5項3目1節過年度収入で、高齢者生きがい課所管分の令和2年度分低所得者保険料軽減国庫負担金精算金及び県費負担金精算金でございます。

歳入は以上でございます。

続きまして、歳出でございます。

大きく飛んでいただきまして、150ページ、151ページをお願いいたします。

3款1項1目高齢者福祉費、備考欄、人件費等から、進んでいただきまして、155ページの備考欄の中段、特別敬老事業まででございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　それでは、これより質疑を行います。

質疑はありますか。

○掛布委員　決算書の150、151ページの中段にあります介護サービス費負担軽減事業の訪問介護利用者負担軽減対策事業478万円について伺いたいと思います。

事業スクラップの中で、令和3年度分から低所得者に対するホームヘルパーの利用料5%減額措置がずうっとやられていたんですけども、令和3年度から2%の減免に減っていると思います。その額がここに反映されていると思います。幾ら前年度に比べて減額になっているのか。それに伴ってこの制度を使う利用者の数、件数に変化はあったのか、教えてください。

- 高齢者生きがい課長　　まず認定者数の変化でございますけれども、令和2年度におきましては327名、令和3年度につきましては91名の方が対象となっております。決算額につきましては303万7,955円が減額となっております。
- 掛布委員　　すみません。5%減額から2%減額に減ることで額が減るのは分かるんですけれども、対象者が減ったということはどういうことなのかなとちょっと疑問に思ったので、教えてください。
- 高齢者生きがい課長　　昨年の7月利用分までにつきましては、対象者の条件が生活保護を受給していないこと、もう一つ、本人同一敷地内に居住する親族の住民税が非課税であること、この2点でございました。8月以降につきましては、社会福祉法人利用者負担軽減の制度と似たような仕組みに変更になっておりまして、御本人の資産ですとか、負担能力のある親族に扶養されていないかといったようなほかの要件を加えましたことと、社会福祉法人利用者負担軽減との併用はできないというようなルールに変更になっておりますので、それも併せて対象者は減っているものと思われまます。
- 委員長　　よろしいですか。
ほかに質疑はありますか。
- 岡本委員　　同じく151ページの下段のほうですけれども、介護施設等整備費補助事業についてお聞きいたします。
主要施策の成果報告書の231ページのほうにも掲載されていると思っておりますけれども、介護職員の宿舎施設補助金の交付決定額が2,191万7,000円と記載されておりますが、工期の遅れが生じて当該事業は令和4年度に繰り越したとあります。この場でどのような経緯で事業を繰り越すことになったのか、お願いいたします。
- 高齢者生きがい課長　　こちらの補助金は、市内の介護サービス事業者が整備する介護職員の宿舎施設につきまして、その整備費の一部を補助するものです。社会福祉法人のたんぼぼ福祉会が整備する介護職員の施設整備ということで補助を行うことといたしましたが、コロナ禍における世界的な木材の供給遅れや半導体不足の影響によりまして、必要な部材の供給不足ということで工期が遅れるということで、12月の末に法人のほうより補助金の繰越承認申請書というものが提出をされました。そのため、3月定例会におきまし

て繰越明許費をお認めいただきまして、財源とともに令和4年度に繰り越したものでございます。

なお、こちらの建物につきましては今年の6月末には完了しまして、実績報告書が提出されておりますので、現在は工事に対して支払いは済んだ状態です。

- 岡本委員　　今の答弁の中の必要な部材の供給不足と今言われたと思うんですけども、具体的にはどのようなものだったのでしょうか、お願いいたします。
- 高齢者生きがい課長　　法人からの報告によりますと、コロナ禍の事情で生産工場の一時閉鎖等の影響や半導体不足の影響がございまして、トイレ、給湯機器、エアコン、照明器具などの納期が3月の末の予定が4月中旬に遅れるとのことでございました。
- 委員長　　ほかに質問はありますか。
- 掛布委員　　決算書の153ページの中段にあります高齢者タクシー基本料金助成事業ですけれども、扶助費として737万8,440円とあるんですけれども、これは実際にタクシー初乗り料金のチケットを何枚、何人に交付して、どれだけ使われたか、使用率というのが分かれば教えてください。
- 高齢者生きがい課長　　タクシーチケットを交付した対象者数につきましては1,000人の方でございます。利用枚数は1万2,369枚で、使用率は25.8%でございました。
- 掛布委員　　令和3年度末に令和4年度のタクシーチケット発行に際して、あまり乗られなかった使用の少ない方に対してアンケートを簡単にとっていたことは承知しているんですけれども、例えば実際にどういうチケットの使い方をされているか、ここからあそこまでタクシーに乗られた、その途中で初乗りとしてチケットを1枚使われた、実際に使った初乗りのチケットと、あと実費で幾らどれだけ走ったかという、そういったチケットと実費の実際の乗り方、使われ方をきちんとタクシー業者にもお願いをして、正確な調査をやっていただくと本当のところ分かるんじゃないかなと。チケット交換時、新規配付時に聞き取りしていただいたのは大きな進歩ですけれども、もっと踏み込んで正確な調査をしていただけないのかな、そのように要

望しておきます。

- 委員長　じゃあ、そういった要望としてお聞きします。
ほかに質疑はありますか。

[挙手する者なし]

- 委員長　質疑もないようでありますので、続いて福祉課について審査をいたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

- 福祉課長　それでは、福祉課の所管につきまして御説明をさせていただきます。

決算書の54ページ、55ページをお願いいたします。

まず初めに、歳入でございます。

下段の14款1項2目民生使用料、1節社会福祉使用料のうち、福祉課所管はわかくさ園目的外使用料（駐車場）はじめ3件でございます。

次に、60ページ、61ページ上段をお願いいたします。

14款2項2目民生手数料、1節社会福祉手数料のうち、福祉課所管は在宅障害者地域活動支援センター事業手数料でございます。

次に、62ページ、63ページ上段をお願いいたします。

15款1項1目民生費国庫負担金、1節社会福祉費負担金のうち、福祉課所管の特別障害者手当等給付費負担金はじめ4件でございます。

次に、3節生活保護費負担金の生活保護医療扶助費負担金以下10件でございます。

続きまして、最下段の2項2目民生費国庫補助金、1節社会福祉費補助金の地域生活支援事業費補助金でございます。

次に、64ページ、65ページ中段の3節生活保護費補助金の生活保護費補助金以下4件でございます。

次に、66ページ、67ページ上段をお願いいたします。

15款3項2目民生費委託金、1節社会福祉費委託金のうち、福祉課所管の特別児童扶養手当支給事務費委託金でございます。

続きまして、その下、2節生活保護費委託金の支援相談員配置経費委託金でございます。

次に、中段の4項1目民生費交付金、2節社会福祉費交付金のうち、福祉課所管の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。

次に、68ページ、69ページをお願いいたします。

下段の16款1項1目民生費県負担金、1節社会福祉費負担金のうち、福祉課所管の障害者自立支援給付費負担金以下4件でございます。

次に、最下段の3節生活保護費負担金の生活保護費負担金でございます。

次に、70ページ、71ページをお願いいたします。

中段の16款2項2目民生費県補助金、1節社会福祉費補助金のうち、福祉課所管の特別障害者手当等支給費補助金以下7件でございます。

次に、72ページ、73ページをお願いいたします。

最下段の3項2目民生費委託金で、次のページ、74、75ページの最上段、2節生活保護費委託金のホームレス実態調査交付金でございます。

次に、76ページ、77ページ下段をお願いいたします。

18款1項3目民生費寄附金で、次のページの78、79ページの最上段、1節社会福祉費寄附金でございます。

次に進んでいただき、82ページ、83ページをお願いいたします。

21款5項2目雑入、11節雑入のうち、福祉課所管の障害児通所給付事業利用料以下9件でございます。

次に、86ページ、87ページ中段をお願いいたします。

3目過年度収入、1節過年度収入のうち、福祉課所管の令和2年度分生活保護介護扶助費国庫負担金精算金以下5件でございます。

歳入は以上でございます。

次に、歳出でございます。

進んでいただき、154ページ、155ページをお願いいたします。

下段の3款1項2目障害者福祉費で、備考欄の人件費等から、165ページの備考欄中段の児童発達支援センター業務委託事業まででございます。

続きまして、170ページ、171ページをお願いいたします。

下段の3款1項4目福祉活動費で、備考欄、社会福祉関係団体育成事業から、173ページの備考欄中段、民生委員推薦会事業まででございます。

続きまして、少しはねていただき、198ページ、199ページをお願いいたし

ます。

下段の3款3項1目生活保護費で、備考欄、生活保護事業から、203ページの備考欄上段の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事業まででございます。

次に、同ページ中段をお願いいたします。202ページ、203ページ中段でございます。

4項1目被災者支援費で、備考欄、災害援護事業でございます。

歳出は以上でございます。

説明は以上です。補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありますか。

○掛布委員　決算書の163ページの中段にあります障害者のタクシー基本料金助成事業について伺います。

扶助費として基本料金助成事業420万7,289円がありますけれども、配付された利用者の数、枚数、実際に使われた利用率を教えてください。

○福祉課長　令和3年度の配付冊数ですが724冊、利用枚数が7,783枚でございましたので、使用率は22.4%でございます。

○委員長　よろしいですか。

ほかに質疑はありますか。

○岡本委員　決算書の157ページの基幹相談事業の報償費、臨床心理士謝礼67万6,500円についてお聞きしますけれども、どのような活動に対する謝礼なのかその内容を教えてください、お願いいたします。

○福祉課長　この謝礼、報償費67万6,500円につきましては、子供の発達相談に関わります発達相談と、保育園の巡回に従事をしていただいた臨床心理士の方へ1時間当たり5,500円を謝礼として支払うものでございまして、年間123時間従事していただきました分でございます。

発達相談といいますのは、わかくさ園の実施場所で月に2回、1回当たり定員2名に対し保護者等からの相談を受け付けているものでございます。保育園の巡回は、保育園やわかくさ園へ臨床心理士が出向きまして事例を通し

て保育士や保健師などが支援を学び合う場として実施をしており、支援者へのアドバイスを実施しておるものでございます。

○委員長　よろしいですか。

ほかに質疑はありますか。

○掛布委員　成果報告書の237ページに、生活保護事業、令和3年度のまとめがあります。以前から大変厳しいケースワーカーさんたちの仕事ぶりを拝見していて、本当に頭が下がる思いです。今回の決算審査の中でも、時間外勤務時間が多い部署として生活保護関係というのが上がっていたと思います。大変厳しくも本当に複雑で忍耐が強られる、しかも非常に技術的に専門知識も要る大変な職場の中で、なかなかメンタル的に維持をするのが大変だという、本当に理解できるところなので、専門の経験を積んだケースワーカーさんをぜひ、1年目、2年目という若い職員ばかりにならないように、経験を積んだケースワーカーの比重を高めていただいて、スキルを高めていって余裕を持って当たれる職場にしていただきたいなということでお聞きしますが、今ケースワーカーが何人の体制でやっておられて、配属されて1年目が何人いらっしゃるって、2年目の方が何人、3年目の方が何人、それ以上の経験、飛び飛びでも構いませんけれども、何年目の方が何人ということ、1人当たりで抱えておられる生活保護世帯数、平均で何世帯持つておられるのか教えてください。

○福祉課長　現在、ケースワーカーは6名従事しております。令和4年度で異動してまいりました職員が2名でございます。[※]昨年度異動してまいりまして今2年目に当たる職員が1名でございます。残りの2名につきましては、5年目の職員が2名でございます。それから、令和3年度末で生活保護の世帯が434世帯で、令和4年度の当初はこの世帯からスタートしておりますので、6名のケースワーカーで1人当たり72.3世帯受持ちとなります。

○掛布委員　少し1人当たりの数が減ってきているなあとは思いますがけれども、ますます市民の方の抱えている困難さというのが複雑になっていて、今一ついろんな扶助費、生活扶助、住宅扶助、教育扶助といろいろあるんですけども、その中に入ってきていないのが光熱費の補助というのがないと思います。この猛暑の中で、本当にぎりぎりの生活をしないと生活保護費では

※ 後刻訂正発言あり

やっいけない世帯が電気代などのアップにあっぷあっぷで、暑いけれども我慢するというような状況があります。あと、エアコンが突然壊れる、壊れてもとても買い換えるだけの蓄えなどあるはずがありませんけれども、新規の場合はともかく、壊れた場合の修理代、あるいは買換えのエアコン代が生活保護費からはどこからも出てこない。どの扶助費にも相当しないということがあります。こういった相談があるのではないかと思うんですけれども、どのように対応されているのか伺いたいと思います。

○福祉課長　すみません、今の質問の前に先ほどの答弁の訂正をさせていただきます。

現在のケースワーカーの人数は6人で、これは間違いございません。配属年数につきましては、今年度異動してきた者が2名、昨年度異動してきた者が2名、5年目の職員が2名で6名となっておりますので、よろしくお願いたします。

それから、エアコンにつきましては、令和3年度中にエアコンの設置をしたものが1世帯ございました。委員が言われますように、エアコンを設置するための扶助費は生活保護費の中には含まれておりませんので、エアコン以外のもので対応しておる世帯もあるというふうに聞いております。それは、扇風機及びサーキュレーター等のそういった送風機を使って対応しているということも伺っております。個別で新規の設置ではなく、もともと設置されているエアコンが故障した場合の修理費等の相談は時々入ってくる状況でございます。その折には現在非課税世帯の10万円給付等、そちらは生活保護の方も対象となりますので、そういったコロナに関わるいただけるものを少しためておきながら対応していただく等、個別で状況に応じながらケースワーカーが相談に応じておるという状況でございます。

○委員長　よろしいですか。

ほかに質疑はありますか。

〔挙手する者なし〕

○委員長　長尾議員から本件に関して、委員外議員として発言したいとの申出がありますが、発言を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 異議もないようでありますので。

○長尾議員 すみません、ありがとうございます。

先ほど岡本委員が少し質問されたかと思えます。157ページの基幹相談事業について質問をさせていただきたいと思えます。

私のほうは、12節の委託料の話させていただきたいと思えます。今年度の決算金額2,282万7,198円ということですが、去年の決算書は1,653万7,517円ということで大体600万円ぐらい実績として値上がりしている。まず最初に聞きたいのは、その差額の理由ということと、あと令和4年度の当初予算でこれは2,723万8,000円というのが上がっているんですね。要は、年々増加傾向にいつている形です。今年の令和3年度実績と令和4年度予算でいっても500万円弱、440万円ぐらい値上がりしているということで、このままいくとどんどん値上がり傾向になるのかなと読み取れてしまうんですが、今後どういう見込みになっていくのかというのを教えていただければということをお願いします。

○福祉課長 令和2年度から令和3年度にかけて、基幹相談事業の基幹相談支援センターの委託を、それまでは市役所福祉課及び社会福祉協議会の2か所で基幹相談支援センターを設置して両方で対応しておりましたものを、令和3年度から社会福祉協議会に全面的に委託をするということになりました。その関係で、令和2年度から令和3年度にかけて、職員を常勤を1名新規採用、それからパート職員を常勤職員に置き換えるということで、人件費が約1.5人分上昇をしておるのが一番の令和3年度の金額が上がった原因でございます。

それから、今後の見通しでございますが、障害者の相談を包括的に基幹相談支援センターで今後引き受けていただいて、現在重層的支援体制整備事業等を介護・福祉・医療、いろいろな部署との連携をしながら困難事例に対応していくということも必要となってまいりますので、十分経験を積んだ専門の職員を基幹相談支援センターに配置していただいて、相談の質も上げていただくとことを目指しております。その関係で、年数が上がるに従い、それに応じ少しずつ人件費も、同じ人であっても人件費も少しずつ上がっていくであろうということを想定しています。今後そのようになってい

くたろうというふうに考えております。

○委員長　よろしいですか。

ほかに質問はありますか。

○掛布委員　決算書の159ページの上段、上のほうですけれども、心身障害者扶助料支給事業1億3,282万円というのがあります。これも先ほどヘルパーのところで言ったんですけれども、令和3年度の事業スクラップでもって、後から復活していただいたとはいえ、この令和3年度の決算で見ると、前年度と比べてかなりの額の費用カット、削減になっていると思います。前年度に比べて幾ら減っているかというのを教えてください。

○福祉課長　心身障害者扶助料の扶助費で、前年度と比較しまして3,320万3,500円の減額となっております。

○委員長　よろしいですか。

ほかに質疑はありますか。

[挙手する者なし]

○委員長　質疑もないようでありますので、続いて健康づくり課について審査をいたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○健康づくり課長兼保健センター所長　それでは、議案第65号 令和3年度江南市一般会計歳入歳出決算認定の健康づくり課の所管について御説明申し上げますので、事項別明細書の60ページ、61ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

上段の14款2項3目1節保健衛生手数料、備考欄、健康づくり課所管の休日急病診療所診療収入はじめ5項目でございます。

1枚はねていただきまして、62ページ、63ページ中段をお願いいたします。

15款1項2目1節保健衛生費負担金、備考欄、健康づくり課所管の未熟児養育医療給付費負担金はじめ2項目でございます。

1枚はねていただきまして、64ページ、65ページ中段をお願いいたします。

15款2項3目1節保健衛生費補助金、備考欄、健康づくり課所管の疾病予防対策事業費等補助金はじめ6項目でございます。

1枚はねていただきまして、66ページ、67ページ下段をお願いいたします。

15款4項2目1節保健衛生費交付金、備考欄、健康づくり課所管の子ども・子育て支援交付金はじめ3項目でございます。

2枚はねていただきまして、70ページ、71ページ上段をお願いいたします。

16款1項2目1節保健衛生費負担金、備考欄、健康づくり課所管の未熟児養育医療給付費負担金でございます。

最下段をお願いいたします。

16款2項3目1節保健衛生費補助金、備考欄、健康づくり課所管の健康増進事業費補助金はじめ4項目でございます。

恐れ入りますが、少し飛びまして、78ページ、79ページ上段をお願いいたします。

18款1項4目1節保健衛生費寄附金、備考欄、健康づくり課所管の寄附金でございます。

1枚はねていただきまして、80ページ、81ページ最下段をお願いいたします。

21款5項2目6節健康診査等実費徴収費、備考欄、健康づくり課所管の健康診査実費徴収金でございます。

1枚はねていただきまして、82ページ、83ページ中段をお願いいたします。

21款5項2目11節雑入、備考欄、健康づくり課所管の公衆衛生実習指導業務委託費はじめ7項目でございます。

歳入は以上でございます。

続きまして、歳出でございます。

大きく飛んでいただきまして、202ページ、203ページをお願いいたします。

4款1項1目健康づくり費、備考欄、人件費等から、進んでいただきまして、217ページの備考欄、最下段の休日急病診療所整備等事業まででございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありますか。

○掛布委員　成果報告書の242、243ページのところでごめんなさい、ちょっと変な質問なんですけれども、1つは定期予防接種のポリオとか、小児用肺

炎球菌ワクチンとかの接種率が100%を超えているというのはどういったことかということと、もう一つ、右ページ、243ページの中ほどにインフルエンザの予防接種、中学校3年、高校3年生をやっていたんだんですけども、助成率が意外に少ないなあと思う、打たれた方が少ないなあと思うんですけども、その原因というのをどのように考えておられるのか伺っておきたいと思います。

- 健康づくり課長兼保健センター所長　　まず接種率が100%を超えている理由でございますが、こちらの予防接種率の統計を行うに当たりまして、まず対象となる児童等の4月1日時点での人口を基礎に置きますが、その後転入さんがお見えになった場合、その方も対象者数は基軸に置きながら、被接種者として、実施者としてカウントいたしますので、100%を超える場合もあるということでございます。

それから、中3、高3の相当者の方に対しまして実施いたしましたインフルエンザの助成ですけども、当初の予定では60%近くいくのではないかと考えておりましたが、実際のところは中学3年生が39%、高校3年生相当者が30%弱といったところではございましたので、今後、令和4年度におきましても同様の接種を行うに当たりまして、まず教育機関を通じた案内を基軸にいたしますけれども、それ以外のところでホームページや広報「こうなん」、LINE等でアピールのほうをしっかりとまいりたいと思います。以上です。

- 委員長　　転入があるということは転出もあるということですよ、言い方を換えると、そういうことですね。

ほかに質疑はありますか。

[挙手する者なし]

- 委員長　　質疑もないようでありますので、続いて保険年金課について審査をいたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

- 保険年金課長　　保険年金課所管の決算について御説明いたします。

まず、歳入でございます。

決算書の62ページ、63ページをお願いいたします。

上段にございます15款1項1目民生費国庫負担金、1節社会福祉費負担金のうち、保険年金課所管の国民健康保険基盤安定負担金でございます。

次に、66ページ、67ページの上段にございます15款3項2目民生費委託金、1節社会福祉費委託金のうち、保険年金課所管の国民年金等事務費委託金でございます。

次に、68ページ、69ページをお願いいたします。

下段の16款1項1目民生費県負担金、1節社会福祉費負担金のうち、保険年金課所管の国民健康保険基盤安定負担金ははじめ2項目でございます。

次に、70ページ、71ページをお願いいたします。

中段の16款2項2目民生費県補助金、1節社会福祉費補助金のうち、保険年金課所管の後期高齢者福祉医療費補助金をはじめ6項目と、その下にございます2節児童福祉費補助金のうち、保険年金課所管の母子・父子家庭医療費補助金ははじめ4項目でございます。

少しはねていただきまして、80ページ、81ページをお願いいたします。

下段にございます21款5項2目雑入、4節医療費付加給付徴収金の障害者医療高額療養費徴収金をはじめ9項目でございます。

次に、82ページ、83ページの中段をお願いいたします。

21款5項2目雑入、11節雑入のうち、保険年金課所管の後期高齢者健康診査委託費をはじめ2項目でございます。

少しはねていただきまして、86ページ、87ページの中段をお願いいたします。

21款5項3目過年度収入、1節過年度収入のうち、保険年金課所管の令和2年度分後期高齢者医療療養給付費負担金精算金でございます。

続きまして、歳出でございます。

大きくはねていただきまして、164ページ、165ページをお願いいたします。

中段やや下、3款1項3目社会保障費、備考欄、人件費等から、170ページ、171ページ中段、国民年金事業までの13事業でございます。

大きくはねていただきまして、196ページ、197ページをお願いいたします。

中段にございます3款2項3目医療助成費の福祉医療費助成事業と子ども医療費助成事業の2事業でございます。

以上でございます。補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員　決算書の167ページの中ほどよりちょっと下がったところにあります保険推進事業の繰出金、国民健康保険特別会計繰出金6億7,288万3,849円というのがあります。もう一個、169ページの上のほうにあります繰出金、国民健康保険特別会計繰出金、これは2,884万5,000円というのがあります。一般会計から国民健康保険特別会計に対して繰出金というのはいっぱいあるわけですが、その中には法定分、法定繰出分という当然制度して保証されている繰出金と赤字補填分といいますか、法定外の繰出金があります。それぞれ令和3年度は幾らずつだったかというのを教えてください。

○保険年金課長　令和3年度の法定の繰出分ということの御質問と、あと法定外の繰出金という御質問だったと思いますが、法定分の繰出金のうち、出産育児一時金の繰出金が808万8,000円、あと保険基盤安定負担金と繰出金といたしまして4億290万1,000円、あと国保財政安定化支援事業といたしまして2,829万8,000円、特定健康診査の繰出金といたしまして、こちら法定外になりますけれど、こちらが2,884万5,000円、あとは福祉医療のその波及分といたしまして、こちらが5,111万6,000円……。

〔「法定外ですか」と呼ぶ者あり〕

○保険年金課長　法定外です。こちらも法定外ですが、保険税の減免分が748万円、あとは決算補填目的の、こちらも法定外になりますけれど1億7,500万円になります。以上でございます。

○掛布委員　これまた令和3年度の事業スクラップの最終的な報告の中では、令和3年度は前年度に比べて法定外の国民健康保険への繰出金を1,000万円減らしていくというようなそういう計画と聞いておりますが、前年度と比べて法定外が1,000万円減っているというんでしょうか、ちょっと私が計算したところでは確認できなかったんですけども、確かに減っているんでしょうか。

○保険年金課長　先ほどのお話は決算補填目的の法定外繰入金のお話だと思いますけれど、こちらにつきましては令和2年度から令和3年度にかけまし

て1,000万円の減額となっております。

○委員長 よろしいですか。

ほかに質問はありますか。

[挙手する者なし]

○委員長 委員外議員の長尾議員から本件に関して、発言したいとの申出がありますが、発言を許可することに異議ありますか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 異議もないようですので、発言を許します。

○長尾議員 私も167ページの最下段、特定健康診査特定保健指導事業、トータル3,413万8,858円についてお聞きしたいと思います。

先ほど聞いたような質問と同じになりますけど、令和2年度の決算では2,374万9,624円ということで、約1,100万円ほど増額になっています。また、令和4年度の当初予算で4,604万2,000円ということでこれも増加傾向にあるんですけど、この実績として増えた理由と今後の見通しってどうなっていくのかということをお聞かせください。

○保険年金課長 令和2年度と令和3年度にかけまして、特定健診の実施率が大きく変わっておりまして、令和2年度はコロナの影響もあったということで少し低かったんですけど、令和3年度はまた戻りつつあるということで、その分増えているというのが現状であります。

今後の見通しにつきましては、コロナの影響を除いたところで考えますと順調に増加をしておりましたので、今後は大幅な増加は見込めないかもしれませんが、増加のほうを期待できると考えております。

○長尾議員 確かに健康診断を受けてもらうのは、増加していくのはいいと思うんですけど、もともとこれは全部自主財源ですよ、国とかの特定財源が来るわけではなく。対象となる人全員が受けると、最大でどれくらいのお金が歳出として出る見込みになるかって分かりますか。

○委員長 それじゃあ、ここで暫時休憩を入れます。

午後2時40分 休 憩

午後2時58分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を再開したいと思います。

○保険年金課長 特定健康診査の委託料のお話をさせていただきますと、仮に100%の方が受診された場合は、1億9,400万円ほどになると思われま

○委員長 よろしかったですか。

それではほかに質問はありますか。

[挙手する者なし]

○委員長 ないようでありますので、続きまして、教育部教育課について審査をいたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○教育課長 教育課の所管について該当ページを御説明させていただきます。初めに歳入でございます。

決算書の58ページ、59ページをお願いいたします。

上段でございます。14款1項7目教育使用料、1節小学校使用料は、学校施設目的外使用料（電柱）はじめ4項目でございます。

その下、2節中学校使用料も学校施設目的外使用料（電柱）はじめ4項目でございます。

次に、64ページ、65ページをお願いいたします。

下段、15款2項6目教育費国庫補助金、1節小学校費補助金は要保護児童就学援助費補助金はじめ5項目でございます。

その下、2節中学校費補助金は、要保護生徒就学援助費補助金はじめ5項目でございます。

次に、68ページ、69ページをお願いいたします。

最上段、15款4項4目教育費交付金、1節教育総務費交付金のうち、右側備考欄、教育課所管は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。

その下、3節小学校費交付金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。

その下、4節中学校費交付金も新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。

次に、72ページ、73ページをお願いいたします。

中段、16款2項7目教育費県補助金、1節教育総務費補助金のうち、右側

備考欄、教育課所管は放課後子ども教室推進事業費補助金はじめ4項目でございます。

次に、74ページ、75ページをお願いいたします。

中段、16款3項6目教育費委託金、1節教育総務費委託金は、キャリアスクールプロジェクト事業委託金はじめ2項目でございます。

次に、76ページ、77ページをお願いいたします。

中段やや上、17款1項2目利子及び配当金、1節利子及び配当金のうち、右側備考欄、教育課所管は江南市横田教育文化事業基金利子はじめ2項目でございます。

次に、78ページ、79ページをお願いいたします。

中段やや上、19款1項1目基金繰入金、1節基金繰入金のうち、右側備考欄、教育課所管は江南市ふるさと応援事業基金繰入金はじめ3項目でございます。

次に、84ページ、85ページをお願いいたします。

21款5項2目雑入、11節雑入のうち、右側備考欄、下段、教育課所管は太陽光発電余剰電力売払収入でございます。

次に、88ページ、89ページをお願いいたします。

上段、22款1項6目教育債、1節小学校債は学校施設改修事業債、その下、2節中学校債も学校施設改修事業債でございます。

続きまして、歳出でございます。

大きくはねていただきまして、292ページ、293ページをお願いいたします。

上段、10款1項1目教育支援費でございます。

次に、298ページをお願いいたします。

中段でございます。10款1項2目教育環境費でございます。

次に、304ページをお願いいたします。

下段、10款2項1目小学校費でございます。

次に、314ページをお願いいたします。

中段でございます。10款3項1目中学校費でございます。

教育課所管については以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　それでは、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員　決算書の297ページの下のほうにあります教職員研修事業のところの現職教育研修事業として業務委託料157万7,600円というのがあります。これ毎年上がっているんですけども、どんな内容かお聞きしたことがないので、委託先、研修内容、参加者、これは入札で委託先を決めているのかどうか教えてください。

○教育課長　こちらのほうは学校のほうに委託をしております、積算根拠といたしましては、教員1名に対しまして3,200円を委託料として支払っております。令和3年度につきましては、3,200円掛ける493人で157万7,600円というところでございます。

内容につきましては、教職員の資質能力の育成、向上を図るため、各学校に委託し、講師謝礼、研修参加費、参考図書に充てているというところでございます。

○掛布委員　そうしますと、その委託費が各学校の先生方の人数によって割り振られて各学校に行って、各学校の責任で現職教育の講師さんであるとかそういった必要なものをその費用の中でそろえてやっていただいていると、そういうことなんですね。

○教育課管理指導主事　そのとおりでございます。

○委員長　ほかに質疑はありますか。

○掛布委員　成果報告書の108、109ページのところに、非常に厳しい不登校児童・生徒数の割合、小学校、中学校が載っております。以前から江南市は全県平均、全国平均に比べて不登校児童・生徒の現れ方、出現率が非常に高いということで、この成果の状況108ページのところを見ると、雨マークが小学校、曇りマークが中学校ということで、不登校児童・生徒の出現率、目標値が0.62に対して、実績値が2.17の雨マークと。中学校が目標値4.2に対して5.80ということなんですけれども、不登校児童・生徒の定義というのは、年間30日以上欠席した子供たちということでいいと思うんですけども、直近の値で全国平均の数値、県内平均の数値はどうなっているかというのを教えてほしいのと、あと市としてやっていただいているY o u・輝であるとか、

心の教室相談員とかいろいろやっていたいているのは分かっているんですけども、各小・中学校のほうでも校内で独自にいろいろ工夫をして取組はされていると思うんですけども、各学校での取組で特徴的なものとかあったら教えていただきたいなと思います。

○教育課長　　まず、不登校の全国平均の出現率ということでございますが、直近の数字ですと、まず小学校の令和2年度が1%でございます。中学校が令和2年度全国が4.09というところでございます。

それで、あと各学校の取組ということでございますが、この中学校の例で申し上げますと、教室に入れない生徒のために、サテライト教室ということでそういう教室を別に設けまして、そこでまずは学校に来てもらうというような取組で行っております。

○掛布委員　　では、全国平均の数を教えていただいたんですけど、全県平均はどうなっているのでしょうか。

○教育課長　　失礼いたしました。

県下平均につきましては、令和2年度が小学校が1.06、中学校が4.29でございます。

○掛布委員　　即効薬はないわけなんですけれども、前から高かった出現率が急に上がって、とりわけ江南市によって急に悪くなってきているということなんですけれども、先生方が非常に多忙で、子供たちときめ細やかに触れ合えない、コロナ禍も影響してとりわけひどくなっているかなと思うんですけど、コロナは県下でも全国でも同じことなので、それに原因を求めるのは不適切だと思いますけれども、原因としてどう考えてみえるかということと、やはり先生方の多忙化解消というんですかね、不登校の子がクラスで出たりすると、先生方、多忙なところにさらにまた打撃を受けて、非常に精神的にも大変になってきますし、何よりも不登校の子供たちを抱える親、家庭の心痛というのは大変なものだと思うんですけども、そういった不登校の子供たちを抱えている親を支える仕組みというのは江南市の中であるのでしょうか。

○教育課長　　まず教員の多忙化解消につきましては、平成29年度に江南市教職員の多忙化解消の方針を作成いたしまして、教育委員会といたしましても

多忙化解消を推進しておるといような状況でございます。

この方針の中で、例えば8月10日から16日の7日間は学校閉校日として指定をしたり、教育委員会が実施する会議や調査、研修等の精選にも努めております。

また、部活動で申し上げますと、平日の朝の部活動や午後の部活動は、それぞれ少なくとも週1日は休養日とすることや、土・日の部活動はどちらか1日で3時間程度ということを決め、多忙化解消に努めているところでございます。

あと、いじめ・不登校につきましては、各学校においては、学期1回のいじめ・不登校対策委員会をはじめ、定期的に情報交換会を開催し、その中で教員間の情報共有や講演会、広報紙「ひびき」の発行などを行っております。

この広報紙「ひびき」につきましては、学校だけでなく、保護者の啓発も重要でありますので、広報紙「ひびき」を全児童・生徒の保護者に配付のほうをいたしまして、保護者の理解を深めていただいているといような状況でございます。

委員おっしゃるように、即効性のある対策というところはなかなか見いだせない中で、これらの取組を粘り強く実施することにより、いじめ・不登校の早期発見、早期解決に努めていきたいなというふうに考えております。

○教育長　　今、掛布委員がおっしゃった教職員の多忙化というのが不登校の関係で出ているんじゃないかといような御質問だと思うんですね。

新たな1人をつくらないということが、校長会でも確認をいつもしているわけでございますけれども、実際に子供たちの変化が起きたときに即対応することによって、あるいは家庭との連携をすぐ取ることによって、そうした不登校、先ほど言った30日という期間にならないように取組を進めておりますし、そういうための家庭への連絡、あるいはひよつとすると家庭訪問、そういうものに対して、どうしても教職員の時間外の活動も出てくる可能性はあるだろうというふうに思っております。これはやっぱり教員としても一人でも救うということからやむを得ない部分もあろうかなというふうに思います。

ただ、先ほどおっしゃったように、保護者を対象にした何かそういう組織

的なものがあるのかと言われてますと、実際には組織されておられません。あくまでも個々への対応というのが現状でありまして、不登校で悩んでいるお母さんや、あるいはお父さんが学校へ来ていただいて、心の相談員さんと相談するとか、あるいはスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等との相談をしていただくとかというような個々への対応ということで、組織的な取組は、申し訳ございませんけど、今はしておられません。

ただ、来年度というか今年度3学期からでもというふうに私自身が考えているのは、少しでも学校へ来ても、教室に入れないうちがいる可能性があるわけで、今は保健室登校とか心の教室相談員のところへの登校とかというようなことになっていますので、学びの保障ということも考えて中学校と同じようなサテライト教室的なものを、以前、片山委員からも御質問いただいたんですけれども、そういうようなことに取り組めないかなということ、校長会とも検討してまいりたいと。その場合、今Y o u・輝で室長が1名、指導員が3名いるわけなんですけれども、その中で1人をまずそういう学校へ派遣することによって、そういう可能性があれば少しでも不登校対策につながっていくのではないかなというふうにも思っております。これが即効性があるかどうかは分かりません。でも、小学校でもそうした活動をしていきたい。中学校は教員数が多いので、何とかそれをカバーできるんですけれども、サテライト教室というのがカバーできるんですけれども、小学校はできないので、そういうようなことを市として考えていきたいなというふうに思っております。

ちょっと長くなりました。申し訳ございません。

- 委員長　ほかに質問はありますか。
- 石原委員　決算書の85ページですけれども、歳入、下段のほうにあるんですけど、太陽光発電余剰電力売払収入があるんですけど、ここが18万379円、昨年がたしか61万248円となっております、非常に金額が大きく減っていますけれども、その原因についてお教えてください。
- 教育課長　太陽光発電余剰電力売払収入につきましては、こちらについては北部中学校の体育館と古知野中学校の体育館に設置してある太陽光発電からの収入ということになっております。

令和3年度、収入が減った原因でございますが、北部中学校について、10年が経過したということで、売電単価が24円から7円に下がったというようところが主な原因であるというふうに考えております。

なお、古知野中学校の体育館についても今年度、令和4年度から10年が経過しまして、24円から7円に下がっております。以上です。

○石原委員 非常に大きく下がるもんなんですね。分かりました。

じゃあ、今現在、学校施設に太陽光発電を設置する計画があるのかお尋ねします。

○教育課長 現時点で学校施設に太陽光発電を設置するという具体的な計画はございませんが、大規模改修であったり、体育館の改築の際には、当然検討もしていかなければいけないなというふうには考えております。

○石原委員 分かりました。

ちょっと次、別のところですけど、成果報告書の102ページになります。

ここ、職場体験の学習生の生徒の受け入れ延べ事業所数というのがあります。傘になっていまして、ゼロ%ということで、理由が下に書いてあるとおり、コロナが要因だと思います。

これ、確認ですけど、昨年もやっていないということでもよろしいですかね。

○教育課長 こちら職場体験学習については、コロナ禍により令和2年度、令和3年度、そして今年度についても中止ということになっております。

○石原委員 ちょっとこの職場体験ですけど、私の息子も当然やったわけでございます。やっぱりこの職場体験は非常に子供にとっては初めてのそういう社会を見る機会があって、意外とその中で将来これをやろうと思う場合も多々あるようです。

ちょっと私が調べたんですけれども、大阪の枚方市というところで、オンラインによる職場体験を導入しているというふうにあります。今年度もできない。来年度はできれば一番いいんですけれども、そういったことも今後ちょっと検討していただければと、これは要望になりますけれども、お願いしたいと思います。

○委員長 要望としてよろしく申し上げます。

ほかに質疑は。

○掛布委員 成果報告書の110、111ページのところ。

下のほうに、教育委員会の会議録を平成20年度からホームページで公開し、情報公開を積極的に進めているというふうに書いていただいているんですけども、私も時々会議録を見せていただいているんですけども、詳しく議論の内容が書いてあるときもあるんですけど、本当に全然中身が分からないようなときもあり、また資料がいっぱい出されて、その資料に基づいて議論されているはずなんですけど、肝腎の資料が公開されていないもんですから、こうこう説明して了解されました。次、これを説明して了解されただけでは、会議録を幾ら読んでも中身が全然分からないということなので、もったときちんと公開していますと書いていただくんですけど、ほかの審議会もきちんとどんな資料を出したかまで資料も含めて開示されておりますので、毎月毎月の教育委員会のことで大変かと思うんですけども、また個人名が載っているような資料は当然開示できませんけれども、開示できるものについてはちゃんと見に行く人もおりますので、議論の過程と内容が分かるようにお願いしたいと思います。

それに関わって、その中に毎月毎月のところに、先生方の病気休暇、療養休暇の人数が載っております、毎度毎度載っているので非常に心配をしております。さっきの多忙化も関わって先生方が非常にコロナもあって、いろんな業務が増えていって大変な中で病気になられている状況が見てとれるなと思ったんですけども、それ以前の問題で、教職員の欠員、未配置というのが問題になっていて、ある資料によると、この令和4年度、江南市内で3.5人の教員の欠員、配置できていない状況があるというのを聞きました。

要するに、先生が足りないんですね。産休を取られても、代わりの代替の先生が配置できない。穴が開いている。だから、教頭先生が担任されたりとか、例えばですよ、学年主任の方が、本来担任を持たない方が担任に入っていかれたりとか、いろんなことが起きていると他の自治体では聞いています。

江南市では令和3年度、その教職員の欠員の状況はどうであったか、ちょっと教えていただきたいなと思います。

○教育課管理指導主事 昨年度ですね、今年度ではなく昨年度ですね。途中でお休みを取られて、その対応として非常勤を充てて対応という形で取り組

んでいる場合がございます。

全体の中で、1年間を通しての欠員ということではなくて、途中からのことが多かったものですから、そういったところで対応しております。

○委員長　ほかに。

○掛布委員　そうすると、昨年度、今年度といわゆる欠員については、急遽非常勤の先生を募集されて、非常勤の講師の方に入っているのので、例えば担任がいなかったとか、授業ができないとか、成績がつけられないとか、そういう話も学校によっては、江南じゃないですけども、聞くわけですけど、そういう状況というのは生じていないということでしょうか。

○教育課管理指導主事　先ほどのお話にもありましたように、例えば校務主任が担任をしているとか、そういった代わりで、全部その授業についてはできないということはありません。

それで、その校務主任がついているからについて、その授業の分を非常勤が補っているとか、そういったことで代替しております。

○委員長　よろしいですか。

○教育長　申し訳ございません。

本当に全国的に教員不足ということは言われている、これは私も承知をしておりますし、愛知県でも同様のことが起きているということも、都市教育長会なんかでも伺っておりますが、江南市においても先ほど言ったように、年度初めは何とか確保できるんですけども、途中で産休だとか育休だとか療養休暇とかいろんな制度で休暇を取られる方があるものですから、そこへなかなかすぐ人が充てられない、これは講師登録していただいているんですけども、なかなか人が充てられないというのが現状です。

その場合に、常勤、要するにフルタイムは無理だけど、時間だけだったら大丈夫という方もお見えなので、事務所というか教育委員会のほうにお願いをして、本来なら1人工といいたいまいしょうか、常勤を充てなければいけない制度ですけども、何とか非常勤で時間で対応させていただいて、その間に何とか常勤できる方を探しますよということでのお願いをして今対応しているというのが現状であります。

授業に対して欠ができるとか、そういうことはございません。担任は非常

勤でなかなかできませんので、実際には常勤でないと担任はできませんから、そういう意味では、先ほど言った本来担任を持たないような主任級の者が担任を持つというケースもございますけれども、学校全体として授業に穴が開くとかそういうことは今のところないというふうに御理解いただければということをお思いますし、毎回毎回、先ほどその前段の質問の中でも教育委員会報告の中で、休暇を取っている人がたくさんいるんじゃないかというようなことがございましたけれども、それほどたくさんが報告を受けておるわけではなく、期間は教育委員会から教育委員会までの間に新たに療養休暇を取った人とか、あるいは産休・育休を取った人とかという数字を載せてございますけれども、それに対しても極力学校のほうでも人をあてがうような努力をさせていただいていますので、何とか今のところカバーできているというふうに思っています。

ただし、やはり常勤といいましょうか、フルタイムの方をすぐ雇うというのはなかなか難しい現状があるということだけは私も認識をしております。

○委員長　　よろしいですか。

ほかに質疑は。

○掛布委員　　成果報告書の132ページに就学援助事業について書いてあります。表の中で、ちょっと疑問点があるんですけども、校外活動費、宿泊を伴うというのがこの令和3年度の実績、中学校では対象人数ゼロ、金額ゼロになっています。伴わないほうは人数があるんですけども、中学校で宿泊を伴う校外活動費がゼロというのはどういうことなのかなというのをお聞きしたいです。

○教育課長　　コロナ禍によりまして、宿泊を伴う校外学習の就学援助の対象者がいなかったということがございます。

○掛布委員　　あと、修学旅行費の実費を支給、要保護・準要保護に対して支給していただいていると思うんですけども、その支給方法をお尋ねしたいんですけども、普通のそうじゃない生徒に対しては積み立てていって事前に払うというふうだと思うんですけども、払えないというか援助が必要だから修学旅行費を就学援助費で支給するのに、一旦自分で払いなさいよ、後から後払いで支給してあげますよでは本当の意味の援助にはならないと思う

ので、多分恐らく後払いだと思うんですけども、やっぱり新入学児の学用品費も事前にもらわないと、それで新入学用品が買えないよということで事前払いに改善してきているので、修学旅行費も後から補填するんじゃなくて、行く前の払う段階の前に支給するようにならないでしょうか。

○教育課長 委員おっしゃるように、修学旅行費や校外活動費につきましては、実施日の翌月に支払っております。

事前に払えるかどうかというところは、ちょっと検討のほうはさせていただきたいと思っております。ちょっとできるかどうか分かりませんが、検討のほうはさせていただきますので、お願いいたします。

○委員長 ほかに質疑はありますか。

長尾議員から委員外議員として発言したいとの申出がありますが、発言を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 異議もないようでありますので、委員外議員としての発言を許します。

○長尾議員 私から2つほど。

先ほど石原委員が質問されました歳入85ページの太陽光余剰電力の売払収入18万379円についてであります。

確かに売電の金額と実績ということで、この金額自体は特に文句とか、とやかく言う話ではないんですが、その裏で今回の補正予算書、議案第60号の補正予算書で、中学校の電気使用料の補正予算が647万2,000円なんですね。要は7円で売って、私が聞いている話だと、例えば本庁でいえば16円の単価で電気を買っているわけです。だったらわざわざ7円で売らなくても、例えば蓄電する仕組みを持っておいて、先にそちらから電気を使うようにすれば、中学校の少なくとも2校分は、要は購入差額の9円分余分に払わなくて済むようになるんじゃないかと思われるんですけど、そういうような仕組みを導入する予定はありませんかというのが1つ目です。

○教育課長 長尾議員おっしゃるとおり、売電単価のほうが使用料よりも使用単価よりも安いというところをございまして、その蓄電池を導入したらどうだというような話は検討のほうはしておりますが、蓄電池についてはやは

りまだ高額であるというところがありますので、なかなかちょっと導入には踏み切れないというところがございます。

○委員長　　よろしいですか。

○長尾議員　　次の質問です。

次のが、決算書の297ページの一番最上段になります。

体育文化活動推進事業の81万6,800円の話になります。実際この内容は、18節の負担金ということで仕方ないのかなという気はするんですが、令和2年度は30万円の実績でした。これが81万6,000円で1年間で50万円ぐらい値上がりしています。また、併せて来年度というか令和4年度の当初予算が95万2,000円と計上されております。

具体的にどういう内容の負担金になっているのかということと、何かどんどん値上がり傾向にあるんですけど、たまたま令和2年度が少なかつただけなのか、コロナがあつて少なかつただけなのか、突然増えたのか、ちょっと内容が分かれば説明をお願いしたいと思います。

○教育長　　この中小体連の関係の負担金につきましては、江南市、岩倉市、犬山市、それから扶桑町、大口町、この3市2町が構成をしているところで分担されますので、その額が決まってくるわけですが、令和2年度がゼロで安かったというのは、大会等々がコロナの影響を受けまして実施できなかったという部分がございますので、その返金というか返還みたいな形で実際必要がなかった部分があったので、額が変わっているというふうに御理解いただければというふうに思います。

○委員長　　ほかに質問はよろしいですか。

〔挙手する者なし〕

○委員長　　質疑も尽きたようでありますので、続きまして、学校給食課について審査をいたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○学校給食課長兼南部学校給食センター所長兼北部学校給食センター所長
それでは、学校給食課の所管について説明させていただきます。

初めに歳入でございます。

決算書の58、59ページをお願いいたします。

中段の14款1項7目教育使用料、4節保健体育使用料のうち、学校給食課分は学校給食センター目的外使用料でございます。

続きまして、78、79ページをお願いいたします。

中段の19款1項1目基金繰入金、1節基金繰入金のうち、学校給食課分は江南市ふるさと応援事業基金繰入金でございます。

続きまして、82、83ページをお願いいたします。

上段の21款5項2目雑入、9節学校給食センター給食費徴収金は、学校給食の徴収金でございます。

続きまして、84、85ページをお願いいたします。

下段の21款5項2目雑入、11節、廃食用油売払収入でございます。

続きまして、歳出について御説明させていただきます。

大きくはねていただきまして、346、347ページをお願いいたします。

346ページ中段から10款5項2目学校給食費でございます。

説明は以上です。補足説明はございません。よろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありますか。

○掛布委員 歳入の82ページ、83ページにあります学校給食センター給食費徴収金として収入済額が3億9,242万4,000円で、それに対してというか歳出の351ページに給食用物資調達事業3億9,309万9,000円。歳入に対して歳出という、これはこのように考えればいいのでしょうか。

いわゆるこれでとんとんになっておって、市としての持ち出しはなく、これでとんとんでやっておると、そういうふうに、そのほかの歳入がどこかにあったりとかするのでしょうか。

○学校給食課長兼南部学校給食センター所長兼北部学校給食センター所長

まず令和3年度につきまして、新型コロナで児童・生徒が陽性になったとき、それにつきまして、その日学校給食につきましては、2営業日前に学校給食をキャンセルすることができます。その扱いにつきまして、市の持ち出しというところで、出席停止分につきまして、市のほうで見るということで、そういうものが歳出のほうで増えているというところがあります。

あと、新型コロナの影響で行事等がキャンセルになった場合、学校から連

絡をもらって、ルールとしては3週間前であれば納入業者に依頼をしてキャンセルすることができるんですが、中には特別注文をしてキャンセルできないものというものがありまして、こちらについては保護者負担ではなくて、市のほうで負担をするということで増えている、こういったものが主な要因となっております。

○掛布委員 歳入にあるのかな、歳出にあるんですか、歳出にあるんですか。それはどこかに、決算書の今2つ入と出を言ったんですけれども、それ以外にどこかにあるよということですか。市が負担した分は。

○学校給食課長兼南部学校給食センター所長兼北部学校給食センター所長 保護者のほうのお支払いしていただく学校費が減るものですから、入が減るということです。

○委員長 ほかに質疑はありますか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑も尽きたようでございますので、続きまして、生涯学習課について審査をいたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○生涯学習課長兼少年センター所長 それでは、生涯学習課所管の初めに歳入につきまして御説明させていただきます。

決算書の54ページ、55ページの下段をお願いいたします。

14款1項2目民生使用料、1節社会福祉使用料でございます。

55ページ、備考欄の生涯学習課分、学習等供用施設使用料はじめ学習等供用施設に係る4項目でございます。

次に、58ページ、59ページの上段やや下をお願いいたします。

14款1項7目教育使用料、3節社会教育使用料の公民館使用料はじめ10小目でございます。

次に、66ページ、67ページの中段をお願いいたします。

15款4項1目民生費交付金、2節社会福祉費交付金でございます。

67ページ、備考欄の生涯学習課分、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。

次に、68ページ、69ページの上段をお願いいたします。

15款4項4目教育費交付金、5節社会教育費交付金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。

次に、72ページ、73ページの中段をお願いいたします。

16款2項7目教育費県補助金、2節社会教育費補助金の放課後子ども教室推進事業費補助金でございます。

次に、76ページ、77ページの最上段をお願いいたします。

17款1項1目財産貸付収入、2節使用料及び賃借料でございます。

77ページ、備考欄の生涯学習課分、図書館自動販売機設置場所貸付収入でございます。

次に、その下の項目をお願いいたします。

2目利子及び配当金、1節利子及び配当金でございます。

77ページ、備考欄の生涯学習課分、江南市新図書館建設事業等基金利子でございます。

次に、78ページ、79ページの中段をお願いいたします。

19款1項1目基金繰入金、1節基金繰入金でございます。

79ページ、備考欄の生涯学習課分、江南市ふるさと応援事業基金繰入金はじめ3項目でございます。

次に、82ページ、83ページの上段をお願いいたします。

21款5項2目雑入、10節電話料収入、83ページ、備考欄の生涯学習課分、電話使用料（学習等供用施設）はじめ2項目でございます。

次に、84ページ、85ページの下段をお願いいたします。

11節雑入でございます。

85ページ、備考欄の下段、生涯学習課分、コピー等実費徴収金はじめ4項目でございます。

次に、はねていただきまして、88ページ、89ページの中段をお願いいたします。

22款1項6目教育債、3節社会教育債、89ページ、備考欄の古知野北部地区複合公共施設整備事業債はじめ2項目でございます。

歳入は以上でございます。

続きまして、生涯学習課所管の歳出でございます。

172ページ、173ページの上段をお願いいたします。

3款1項5目学習等供用施設費でございます。174ページ、175ページの中段までが対象となります。

少し飛びますが、322ページ、323ページの最下段をお願いいたします。

10款4項1目生涯学習費でございます。

次に、332ページ、333ページの中段やや下をお願いいたします。

10款4項2目文化交流費でございます。338ページ、339ページの上段までが対象となります。

説明は以上となります。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　それでは、これより質疑を行います。

質疑はありますか。

○岡本委員　決算書の333ページ、美術展の事業についてですけれども、成果報告書にも116ページとあるんですが、この美術展の出展者数が減少傾向にあるというように見えますけれど、この理由は分かりますでしょうか。

○生涯学習課長兼少年センター所長　理由は特段ないんですが、特に絵画、写真の部のものがかなり減ってはいます。もう少しPRのほうはしていきたいと思っておりますが、今、例えば高校生の方も一般の部で提出のほうはできるんですが、高校生の方から提出されることがありますので、そういった高校のほうから提出された際には、提出があった学校にもちょっとPRするとか、一応PR、宣伝はしているつもりなんですけど、やっぱりなかなか増えていかないというか年々減っているというのが現状でございます。

○岡本委員　もう一つお聞きしたいんですけど、長らくちょっと出展を御協力されている団体があるんですけども、長くやっているということは高齢化してきているんですが、その設営方法を考えてくれないかと。いわゆるただ机を移動するのも重たいということで、それを全部自分たちでやらなきゃいけないので、バイトを雇ってお金を払って若い子に来てもらってやっているとかという話がちょっと耳に入ってきていますので、そこの検討をしていただけるよう要望だけしておきます。お願いいたします。

○委員長　じゃあ御要望としてお聞きください。

ほかに質問はありますか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いてスポーツ推進課について審査をいたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長 スポーツ推進課の所管につきまして該当ページを御説明させていただきます。

初めに、歳入でございます。

決算書の58ページ、59ページの上段やや下をお願いします。

14款1項7目教育使用料、4節保健体育使用料でございます。

備考欄のスポーツ推進課分は、スポーツセンター使用料はじめ13項目でございます。

次に、68ページ、69ページ上段をお願いします。

15款4項4目教育費交付金、2節保健体育費交付金でございます。

備考欄のスポーツ推進課分は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。

次に、76ページ、77ページの上段をお願いします。

17款1項1目財産貸付収入、2節使用料及び賃借料でございます。

備考欄のスポーツ推進課分は、スポーツセンター自動販売機設置場所貸付収入でございます。

次に、少し飛んでいただきまして、84ページ、85ページをお願いします。

21款5項2目雑入、11節雑入でございます。

備考欄のスポーツ推進課分は、コピー等実費徴収金はじめ、次ページの87ページ上段にかけましての3項目でございます。

次に、88ページ、89ページの中段をお願いします。

22款1項6目教育債、4節保健体育債、備考欄のスポーツ推進課分は、武道館空調設備整備事業債でございます。

歳入は以上でございます。

続きまして、歳出でございます。

338ページ、339ページ、中段やや上をお願いします。

10款5項1目スポーツ推進費でございます。

右側の備考欄、人件費等から、少しページが飛びまして347ページ中段や上の学校体育施設開放事業まで。さらにページをはねていただきまして、352ページ、353ページの中段をお願いします。11款1項3目保健体育施設災害復旧費でございます。

右側の備考欄をお願いします。11款1項1目より387万円の流用をお願いしましての大雨による災害復旧事業でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありますか。

○掛布委員　決算書341ページの一番下段ですけれども、ちょっと分からないのであれっと思うのでお聞きしますが、スポーツセンター、武道館の維持運営事業で、修繕料というのがあって、施設修繕料が116万3,360円とあって、何か新しいのに何だろうと思ったものですから、分かれば教えてください。

○スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長　幾つか修繕の項目がございまして、自動ドアの修繕、それから歩車道ブロックの修繕、それから駐車場の誘導看板等の修繕、それから武道館の消防隊の進入の赤色灯、こちらの修繕、移動式粉末消火設備の修繕、電話の修繕、以上を総合してこの金額になっております。

○委員長　よかったですか。

ほかに質疑はありますか。

[挙手する者なし]

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、続いてこども未来部こども政策課について審査をいたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○こども政策課長　よろしくお願ひいたします。こども政策課所管分について御説明させていただきます。

初めに、歳入でございます。

決算書の54ページ、55ページの上段をお願いいたします。

13款1項1目民生費負担金、2節児童福祉費負担金の備考欄、母子生活支援施設措置費負担金でございます。

次に、60ページ、61ページの上段をお願いします。

14款 2 項 2 目民生手数料、2 節児童福祉手数料の備考欄、病児・病後児保育利用手数料でございます。

62ページ、63ページの最上段をお願いいたします。

14款 2 項 7 目教育手数料、1 節教育総務手数料の備考欄、放課後児童健全育成手数料でございます。

同じページの中段、15款 1 項 1 目民生費国庫負担金、2 節児童福祉費負担金の備考欄、児童扶養手当支給費負担金はじめ 3 項目でございます。

次に、64ページ、65ページの最上段をお願いいたします。

15款 2 項 2 目民生費国庫補助金、2 節児童福祉費補助金の備考欄、こども政策課分は児童虐待・DV 対策等総合支援事業費補助金はじめ 7 項目でございます。

次に、66ページ、67ページの最下段をお願いいたします。

15款 4 項 1 目民生費交付金、1 節児童福祉費交付金の備考欄、こども政策課分は子ども・子育て支援交付金はじめ 3 項目でございます。

次に、68ページ、69ページの上段、15款 4 項 4 目教育費交付金、1 節教育総務費交付金の備考欄、こども政策課分は子ども・子育て支援交付金でございます。

次に、同じページの下段をお願いいたします。

16款 1 項 1 目民生費県負担金、2 節児童福祉費負担金の備考欄、こども政策課分は児童委員活動費負担金はじめ 3 項目でございます。

次に、70ページ、71ページの中段、16款 2 項 2 目民生費県補助金、2 節児童福祉費補助金の備考欄、こども政策課分は地域子ども・子育て支援事業費補助金はじめ 2 項目でございます。

次に、72ページ、73ページの中段をお願いいたします。

16款 2 項 7 目教育費県補助金、1 節教育総務費補助金の備考欄、こども政策課分は放課後子ども教室推進事業費補助金はじめ 2 項目でございます。

同じページの最下段をお願いいたします。

16款 3 項 2 目民生費負担金、1 節児童福祉費委託金の備考欄、母子父子寡婦福祉資金事務委託金でございます。

76ページ、77ページの上段をお願いいたします。

17款 1 項 1 目財産貸付収入、2 節使用料及び賃貸料の備考欄の最下段で、こども政策課分は交通児童遊園自動販売機設置場所貸付収入でございます。

次に、少し飛びますが、86ページ、87ページの上段をお願いいたします。

21款 5 項 2 目雑入、11節雑入の備考欄、こども政策課分は建物総合損害共済災害共済金はじめ6 項目でございます。

同じページの中段をお願いいたします。

21款 5 項 3 目過年度収入、1 節過年度収入の備考欄中段、こども政策課分は令和2 年度分子ども・子育て支援国庫交付金精算金はじめ2 項目でございます。

歳入は以上でございます。

続いて、歳出でございます。

174ページをお願いいたします。174ページ、175ページ、その中段から188ページ、189ページまでが3 款 2 項 1 目こども政策費でございます。

そして少しまた飛びますが、302ページ、303ページをお願いいたします。

302ページ、303ページの中段から304ページ、305ページまでが10款 1 項 3 目放課後児童費でございます。

歳出は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○岡本委員 決算書の175ページ、病児・病後児保育事業についてお聞きいたします。

主要施策の成果報告書の146ページのほうに病児・病後児保育施設運営事業の実績が出ておりますけれど、この目標は何人だったのでしょうか、お願いいたします。

○こども政策課長 利用者の見込みのことでございますが、1 年を通しまして約500人を予定というか目標としておりました。

それが今回、令和3 年度については、11月開室でございますので、12か月分の5 か月分ということで、約208人を目標としておりました。

○岡本委員 3 月までの事業実績が今出ておりますけれども、利用数につい

て少ないように感じます。最近の利用状況はどうなっていますでしょうか、お願いいたします。

○こども政策課長 今年度に入りましての利用実績をちょっと申し上げます。

今年になって4月でございますが、実質13人の利用者がありまして延べ20日でございます。そして5月は13人の利用で延べ15日、6月は18人の利用で延べ27日、7月は20人の利用で延べ36日、8月は16人の利用で19日の利用となっております、令和3年度に比べますと若干増えてきている状況でございます。

○岡本委員 続きまして、決算書の177ページの乳幼児健康支援一時預かり助成事業の利用状況についてですね、こちらどうなっているでしょうか。

○こども政策課長 こちら乳幼児の健康支援一時預かり助成事業ですが、これは先ほどの病児・病後児保育、江南市で行っている事業ですけれど、こちらを利用しないで他市町の病児・病後児保育の施設を利用された方の内容となっております、令和3年度は4人の利用がございまして、延べ7日の利用でございました。利用された市町村のクリニックというのは、岩倉市と小牧市のクリニックの病児保育室でございました。

○岡本委員 ありがとうございます。

令和3年度11月に開所したこの施設なんですけれども、必要とされる方はもっとたくさんいらっしゃるかと思われまますので、今後もPRのほうに努めていただきたいということをちょっと要望させていただきます。お願いいたします。

○委員長 要望、よろしく申し上げます。

ほかに質疑はありますか。

○掛布委員 決算書の172ページのところに子育て支援センター、第1、第2子育て支援センター維持運営事業と下のほうに第3子育て支援センター運営委託料というのがあります。

利用者数、特に第3子育て支援センターこ～たんが、江南短大の3月末閉学に伴い閉鎖になるのかなあと、なったら困るなあという状況なんですけれども、令和3年度の利用者数、利用された子供、親子連れなのか、どういうカウントか分かりませんが、利用者の人数というのを教えていただき

たいと思います。

- こども政策課長 子育て支援センターの利用者でございますけれど、成果報告書の147ページを御覧いただきたいと思いますが、子育て支援センター維持運営事業ということでございます。成果報告書の147ページでございます。

表を御覧いただきたいと思いますが、一番上、これ子育て支援センターの事業が載っておるわけですが、育児相談としては1,843件、電話であったり面接であったり訪問。次に、センター利用、サロン活動、これが主な内容となっております。年間通じて8,245組のお母さんと子供で延べ1万8,013人の御利用がございました。

あと単発事業としまして、ほほえみ広場、これが18会場で50回実施しております。人数、組数はこちらに書いてあるとおりでございます。

同様に、お母さん教室、お母さんと子供を集めた単発の事業、学供ですとか公民館で利用しているものでございます。

下の江南イクメン集まれというのは、年2回、お父さんと子供を対象にした事業でございます。このときには年2回しかできませんでしたが、親御さん、お父さんが16人で子供も16人、子育て講座というのがございます。これはリトミックですとか親子ヨガというのを年にそれぞれ2回ずつ、合わせて4回実施しております。

子育て講演会というのは、講師に江南短大の先生をお呼びしまして、市民文化会館で講演会を行っております。機関紙「ほほえみ」というのは、年4回、市内の公共施設に配付をしているというような状況でございます。すみません、ちょっと長くなりました。

- 掛布委員 ありがとうございます。

お聞きしたかったのは、第1、第2の利用者に対して、第3のこ～たんの利用者がどれほどの割合になっているかというのをお聞きしたかったんですけども、分かるでしょうか。

- こども政策課長 失礼しました。

サロンのことでちょっと申し上げさせていただきたいと思います。

サロンの利用でございますが、第1支援センターは、親御さんが2,802人、

第2が2,061人、第3こ～たんですが、3,382人ということで、第1、第2と比べますと第3の利用者はちょっと多い状況でございます。

○委員長　　よろしいですか。

ほかに質疑ありますか。

○掛布委員　　ページがちょっと分からないですが、令和3年度は消えてなくなっているわけなんですけれども、令和2年度までありました木賀公園のプールの維持運営事業というのがございました。

令和3年度の決算書からはすっぱり全部消えているわけなんですけれども、この廃止が、ない状態で一夏、令和3年度は越えたわけなんですけれども、廃止の影響というのをどのように捉えられたのでしょうか。

○こども政策課長　　プールのことでございますけれども、コロナが始まってからプールの利用を休止していた、令和2年度から休止をしたところでございますけれども、事情が事情ということで市のほうに特段の問合せはなかったと思っております。これが令和2年度、令和3年度と続きまして、令和4年度で廃止ということになりましたが、現在もコロナ禍は続いている状況で、そのプールを稼働していないということに関して、特段のお問合せはない状況でございます。

○掛布委員　　コロナ禍が災いが幸いに、このプール廃止については幸いしたのかなあという感じなんですけれども、もう一点、放課後子ども教室フジっ子についてお聞きしたいんですけれども、成果報告書の154ページにあります。

この令和3年度から布袋北小学校に新たに放課後子ども教室が開催されて、古知野北校区だけはこの段階ではないわけなんですけれども、学童保育のほうで指導員、支援員の不足というものが本当に深刻な中で待機が出ている中で、こちらの放課後子ども教室の指導員の不足というか、足りないとか集まらないとか、そういった状況がないのかな、それをお聞きしたいのと、登録定員がばらばらですよね。何でこんなふうになっているのかな、布袋北は40人なんですけど、例えば古知野東は91人だとか、宮田小学校が92人ということで、会場の関係で偶然こうなっているだけかもしれませんけれども、規模の大きな布袋小学校が僅か登録が47人、古知野南も50人しかないのに対して、

藤里は非常に小規模ですけれども56人ということで、かなりアンバランスになっております。

もっとこの放課後子ども教室のほうの、無料なので、学童保育とは全く基本的に位置づけが違うんですけれども、保護者から見ると、放課後子ども教室だけでも行けたらなあと、学童保育が入れないんだったら、こちらに行きたいなと思われる方も当然出てくるわけなんですけれども、放課後子ども教室の定数を増やせるところはもっと積極的に増やしていくことはできないのかな、指導員不足がなければですけれども、その点を教えていただきたいと思えます。

○こども政策課長　　まず放課後子ども教室の指導員といいますか、安全管理員という職名と学習アドバイザーという職名でお願いをしております。

放課後子ども教室は月・水・金の放課後から5時までということですが、まずその安全管理員につきましては、放課後子ども教室、充足をしております。

もう一つの職種の、職種といいますか、これは学習アドバイザーという方、遊びの指導をしていただく方なんですけど、こちらのほうが数名不足している状況でございます。この遊びの指導についての不足分については、ほかの学校と交代でかけ持ちをしていただいて遊びの指導を現在していただいている状態です。

次の定員についてのアンバランスな状況があるという御質問でございますけれども、放課後子ども教室の定員につきましては、そもそも放課後子ども教室が放課後の児童の遊び場の提供といいますか、そういうところで学校の余裕教室ですとか、そういったことを活用しております。そのため、学校で使わせていただける部屋によって定員が定まってくるということでございます。

学校によって大きな部屋を御提供いただけるところについては、定員は多く取ることができますし、通常の教室程度ですと40人程度の定員しか取れないと、集めることができないというような状況でございます。

そうしたことから、放課後子ども教室自体が学童とは趣旨がちょっと違うので、学童であふれた人が放課後子ども教室で何とか受入れができないかということとはなかなか難しいところではあると思っております。ただ、実態と

してそういう実態は若干あるのかなと思っておりますけれど、先ほどちょっと申しましたように、お部屋の定員というのが限られているということもありまして、そうした学童であふれた子を放課後子ども教室で受け入れるというのは実態としてはあるかもしれませんが、それ以上に受入れを増やすというのはちょっと難しいかなと思っております。

○委員長　　よろしいですか。

ほかに質疑はありますか。

[挙手する者なし]

○委員長　　質疑も尽きたようでありますので、続いて保育課について審査をいたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○保育課指導保育士　それでは、保育課の所管につきまして御説明させていただきます。

令和3年度一般会計歳入歳出決算事項別明細書の56ページ、57ページをお願いいたします。

最初に歳入でございます。

上段、14款1項2目2節児童福祉使用料のうち、備考欄、保育所保育料はじめ5項目でございます。

少しはねていただきまして、64ページ、65ページをお願いいたします。

上段やや下、15款2項2目2節児童福祉費補助金のうち、備考欄、子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費補助金はじめ3項目でございます。

66ページ、67ページをお願いいたします。

中段、4項1目1節児童福祉費交付金のうち、備考欄、子ども・子育て支援交付金はじめ4項目でございます。

68ページ、69ページをお願いいたします。

下段、16款1項1目2節児童福祉費負担金のうち、備考欄、子どものための教育・保育給付費負担金はじめ2項目でございます。

70ページ、71ページをお願いいたします。

下段やや上、2項2目2節児童福祉費補助金のうち、備考欄、施設型給付費等補助金はじめ5項目でございます。

74ページ、75ページをお願いいたします。

下段やや上、4項5目1節児童福祉費交付金、備考欄、地域児童福祉事業等調査事務市町村交付金でございます。

78ページ、79ページをお願いいたします。

上段、18款1項3目2節児童福祉費寄附金、備考欄、寄附金でございます。同ページ中段、19款1項1目1節基金繰入金のうち、備考欄、江南市ふるさと応援事業基金繰入金でございます。

80ページ、81ページをお願いいたします。

下段、21款5項2目5節保育園給食費徴収金、備考欄、3歳以上児徴収金はじめ2項目でございます。

86ページ、87ページをお願いいたします。

上段、11節雑入のうち、備考欄、児童福祉等実習指導委託費はじめ4項目でございます。

同ページ中段、3目1節過年度収入のうち、備考欄、令和2年度分子どものための教育・保育給付費国庫交付金精算金はじめ5項目でございます。

最下段、22款1項2目1節児童福祉債、備考欄、保育園施設改修事業債はじめ2項目でございます。

続きまして、歳出でございます。

大きくはねていただきまして、188ページ、189ページの中段から196ページ、197ページの中段までの3款2項2目保育費でございます。

補足説明はございません。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長　それでは、質疑を行います。

質疑はありますか。

○岡本委員　決算書の195ページ、保育施設運営事業の17備品購入費についてお聞きいたします。

AEDを購入していると思うんですけども、こちらは何台購入されたのでしょうか。あと、またこの購入は機器の増設なのか更新なのか教えてください。お願いいたします。

○保育課主幹　今回購入いたしました自動体外式除細動器でございますけれども、購入台数といたしましては18台ということになります。配置先のほうに

つきましては、この18台は指定管理園となっております布袋北保育園、また古知野西保育園を含めまして各園に1台ずつ配備させていただいています。

また、今回につきましては、機器の保証期間が満了したということに伴う機器の更新ということになりますので、よろしく願いいたします。

○委員長　　よろしいですか。

○岡本委員　　じゃあもう一つ、別件ですけど、同じ195ページの一番下になるんですけども、保育園の施設改修、空調設備の事業についてお聞きいたします。

古知野北保育園の空調設備の改修工事なんですけれども、こっちはいつ頃完了いたしましたのか、お願いいたします。

○保育課主幹　　空調設備につきましては、古知野北保育園の空調設備の改修工事になりまして、工事の完了日につきましては令和4年2月24日となっております。

工事期間としては令和3年8月11日から工期が始まりまして、先ほど完了日の1週間前程度にテスト運用を行いまして、引渡しを受け、その後正式に利用をしておるものでございます。

○委員長　　よろしいですか。

ほかに質問ありますか。

○掛布委員　　決算書の197ページのところにあります子ども・子育て支援事業の特定教育・保育等事業、負担金補助及び交付金の施設型給付費というのは、これは認定こども園グレイスに対するものだと思うんですけども、認定こども園グレイスに対して、市の指導監督というのはどの程度やられているのか。市の園長会に出かけてきていただいているのかどうか、ちょっとその点を確認したいと思います。

○保育課主幹　　グレイスへの指導とかというお話になりますけれども、県のほうが行っております指導監査というものがございます。こちらに市のほうも随行させていただきまして、県の職員と一緒にグレイスの監査のほうを行わせていただいているという状況になります。

また、今の現状なんですけれども、グレイスのほうにつきまして、園長会や園代会といったところに御参加はいただいているという状況なんです、

適宜当然国や県のほうから文書、通知等がございましたときには、保育課のほうからグレイスのほうへも通知しておりますし、情報交換、連携が必要なところにつきましては、電話等によりまして相手方と連絡を取っておりますので、よろしくお願いいたします。

○掛布委員　　そうしますと、指定管理園のように細かく保育内容を市としてチェックを入れたりとか、予算の執行の仕方、この施設型給付費のどのように執行されているとか、そういったチェックは市としては一切できないとかかしてないかと、そういうことでよろしいのでしょうか。

○保育課主幹　　先ほどの答弁と繰り返になってしまうんですけども、県の監査の折にそういった項目についても監査項目という形で検査させていただいております。その際に併せて私ども市の職員のほうもそちらの内容を確認させていただいておりますので、その際に市としてもその内容について、問題がないかということは把握しているということになると思いますので、よろしくお願いいたします。

○掛布委員　　ついでですけれども、市内にある民間の無認可の保育施設としては、最近駅前にあります企業主導型の保育園としてぽっぽ園とか、もう一つ古知野の、ちょっと名前が出てこないですけど、もう一か所企業主導型の無認可保育園があったと思うんですけども、ここも含めてほかにも認可外の施設はあるんですけど、のいちごとかまだいろいろ、そういったところに対しての市としての指導監督、実態把握というのはどのようにされているのか、一切ノーチェックなのか教えてください。

○保育課主幹　　認可外施設につきましても、先ほどと同様に県のほうが指導監査というものに入ります。そちらに市の職員も同行させていただいております、そちらのほうで内容を確認させていただいている状況でございます。

○掛布委員　　別のことをお聞きします。

昨年度も決算のときに、市内の保育園での待機児童、特に3歳未満児で年度途中で待機がばらばらと発生しているよというのをお聞きして大変驚いたんですけども、令和3年度については待機児童の発生状況というのはどのようなだったのでしょうか。

○保育課主幹　　待機児童につきましては、令和3年度におきましても発生し

ている状況になりまして、一番多かった月で申し上げますと18名、これは3歳未満児のお子様になりますけれども、18名の方に待機していただいているというような状況でございます。

また、どの月あたりから始まっているかということになりますが、令和3年度は7月から待機が発生しているというような状況でございます。

○掛布委員 その待機の発生状況なんですけれども、要するに今例えば毎年、毎月のように空き状況というのをホームページで公表していただいております。3歳未満児でもばらばらっと空きが出ているところもあるわけなんですけれども、そういったところに待機にならずにちょっと遠いけれども行っていただくと、そういうことはできなかったんでしょうか。

○保育課主幹 年度途中の途中入園の際なんですけれども、入園申込みに希望園を御記入いただくことになってございます。その御希望園の中で空きがあれば、そちらのほうを御案内させていただくことになりますけれども、御希望されていない園にこちらから行っていただくということはなかなか難しいものでございますので、その辺りは保護者の御希望に応じて御案内をさせていただいているということになりますので、よろしく願いいたします。

○委員長 ほかに質疑はありますか。

[挙手する者なし]

○委員長 それでは質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

午後4時25分 休 憩

午後4時25分 開 議

○委員長 それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第65号を挙手により採決いたします。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長 賛成者挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

本日の議題もまだまだ残っておりますけれども、本日の委員会はこの程度

にとどめ、次回20日火曜日午前9時30分から委員会を開きます。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後4時26分 閉 会

江南市議会委員会条例第29条第1項
の規定によりここに署名する。

厚生文教委員長 片山裕之